

第 56 回岩手県環境審議会

日時：令和 7 年 2 月 6 日（木）13:30～

場所：盛岡市勤労福祉会館 5 階大ホール

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 報 告

- (1) 岩手県環境基本計画の進捗状況について (資料 1)
- (2) 地球温暖化対策実行計画の進捗状況について (資料 2)
- (3) 岩手県環境審議会温泉部会審議結果について (資料 3)
- (4) 第 43 回岩手県環境審議会水質部会審議結果について (資料 4)
- (5) 岩手県環境審議会自然・鳥獣部会審議結果について (資料 5)
- (6) 令和 7 年度における取組について (資料 6)

4 その他

5 閉 会

岩手県環境審議会 委員名簿

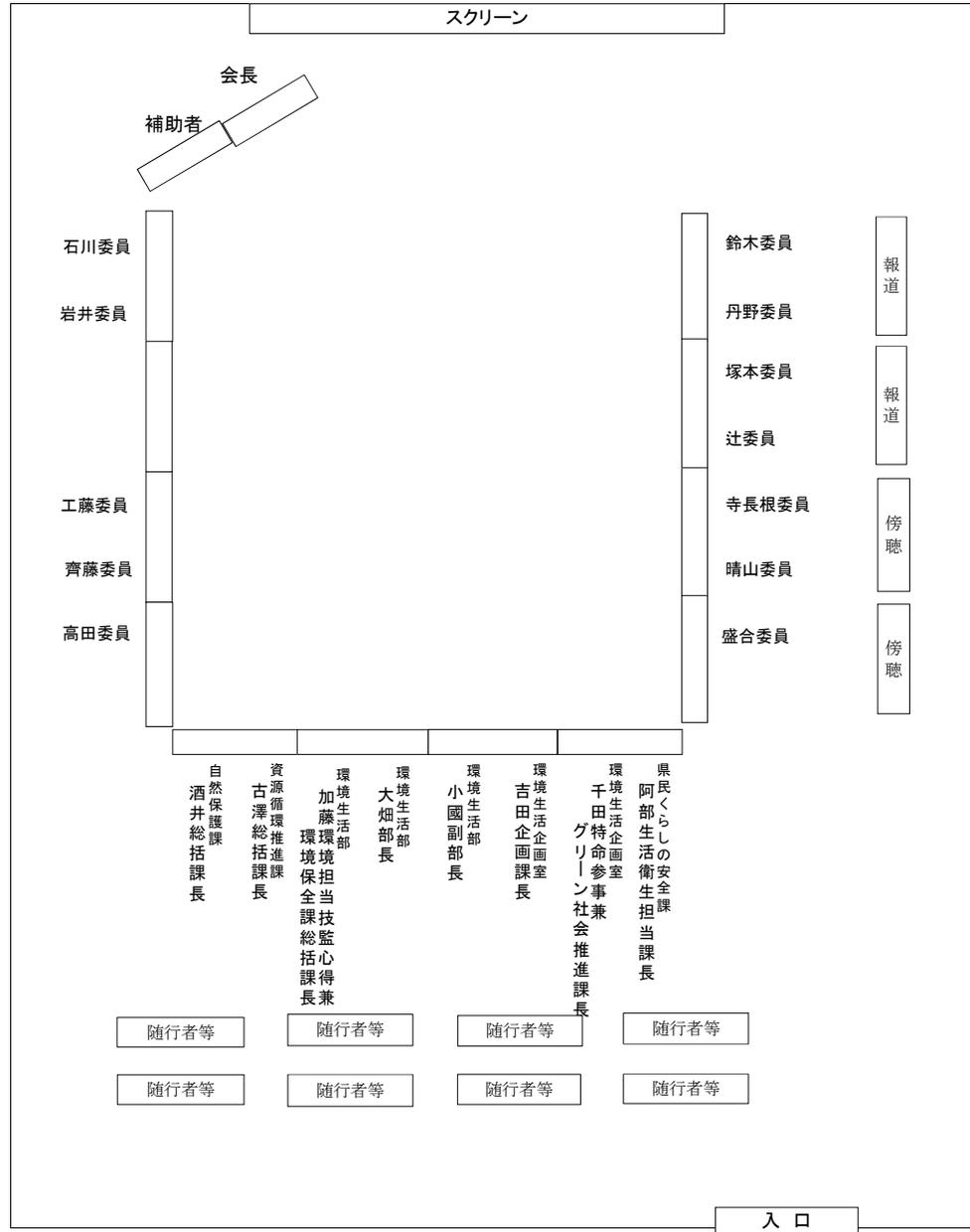
(敬称略)

区分	氏名	所属及び職	摘要(出欠状況)
委員	石川 奈緒	岩手大学理工学部 准教授	
	伊藤 歩	岩手大学理工学部 教授	(リモート)
	岩井 光信	(株)水清建設	
	大友 幸子	山形大学名誉教授	(リモート)
	小野澤 章子	岩手大学人文社会科学部 准教授	(欠席)
	小野寺 真澄	岩手県環境保全連絡協議会	(リモート)
	工藤 貴子	J A岩手県女性組織協議会 役員	
	齊藤 貢	岩手大学理工学部 教授	
	櫻井 麗賀	岩手県立大学 総合政策学部 講師	(リモート)
	佐々木 千恵子	盛岡市医師会 理事、葛クリニック 院長	(欠席)
	佐藤 信逸	岩手県町村会 (山田町長)	(欠席)
	佐藤 美加子	奥州地方森林組合 総務課長	(リモート)
	高田 貞一	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合 常務理事	
	篠原 亜希	岩手弁護士会 (日高法律事務所)	(リモート)
	渋谷 晃太郎	岩手県立大学研究・地域連携本部 名誉教授	
	鈴木 まほろ	岩手県立博物館 学芸第二課長補佐	
	武田 哲	岩手県市長会 (滝沢市長)	(欠席)
	丹野 高三	岩手医科大学 教授	
	塚本 善弘	岩手大学人文社会科学部 教授	
	辻 盛生	岩手県立大学総合政策学部 教授	
	寺長根 実	(公社)岩手県猟友会 副会長兼専務理事	
晴山 渉	岩手大学理工学部 助教		
盛合 敏子	岩手県漁協女性部 会長		
山内 貴義	岩手大学農学部 准教授	(リモート)	
関係行政機関 (特別委員)	杉山 佳弘	経済産業省東北経済産業局 資源エネルギー環境部長	(リモート)代理 環境・資源循環経済課長 谷尻 智恵子
	宮本 健也	国土交通省東北地方整備局 企画部長	(リモート)代理 企画部 環境調整官 樋川 満
	龍澤 直樹	農林水産省東北農政局 生産部長	(リモート)

区分	氏名	職名	
【事務局】	大畑 光宏	環境生活部長	
	小國 大作	副部長兼環境生活企画室長	
	加藤 研史	環境担当技監心得兼環境保全課総括課長	
	吉田 知教	環境生活企画室企画課長	
	千田 志保	環境生活企画室特命参事兼グリーン社会推進課長	
	古澤 勉	資源循環推進課総括課長	
	酒井 淳	自然保護課総括課長	
	阿部 なるみ	県民くらしの安全課生活衛生担当課長	

第56回岩手県環境審議会 座席表

日時 令和7年2月6日(木) 13時30分～
 場所 岩手県勤労福祉会館 大会議室



令和5年度岩手県環境基本計画の進捗状況について

【概要】

岩手県環境基本計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）では、本県の環境・経済・社会の複合的課題に対応する「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」と本県の環境の保全及び創造を支える基本的な施策である「環境分野別施策」の2つの施策領域を設けています。

「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」においては、総合的指標として3分野に5指標を、「環境分野別施策」においては、総合的指標として5分野10指標の他、施策推進指標として28指標を設定しています。

① 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策

◎ 指標の達成状況

総合的指標5指標は向上が4指標（80%）、横ばいが1指標（20%）でした。
各横断的施策の進捗状況は「順調」又は「概ね順調」と判断しました。

【横断的施策】

施策分野	総合的指標 達成度			進捗状況
	向上	横ばい	低下	
1 地域資源の活用による環境と経済の好循環	1	0	0	順調
2 自然と共生した持続可能な県土づくり	1	1	0	概ね順調
3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現	2	0	0	順調

前回、令和6年6月開催時に未確定であった実績値等を黄色網掛けとしています。

② 環境分野別施策

◎ 指標の達成状況

総合的指標 10 指標は、年度評価のできない 1 指標を除き、達成度 A が 3 指標 (33%)、達成度 B が 5 指標 (56%)、達成度 D が 1 指標 (11%) でした。
 施策推進指標 28 指標は、達成度 A が 18 指標 (64%)、達成度 B が 7 指標 (25%)、達成度 D が 3 指標 (11%) でした。
 各分野の進捗状況は、「順調」又は「概ね順調」と判断しました。

【環境分野別施策】

施策分野	総合的指標 達成度				施策推進指標 達成度				進捗状況
	A	B	C	D	A	B	C	D	
1 気候変動対策	0	1	0	0	4	3	0	1	順調
2 循環型地域社会の形成	0	1	0	1	4	2	0	1	概ね順調
3 生物多様性の保全・自然との共生	0	2	0	0	5	1	0	0	順調
4 環境リスクの管理	1	1	0	0	4	0	0	1	順調
5 持続可能な社会づくりの担い手の育成 と協働活動の推進	2	0	0	0	1	1	0	0	順調
計	3	5	0	1	18	7	0	3	

※ 達成度の計算方法

達成度	達成率	目標達成率目標達成率 (%) 計算式
A	100%以上	①現状値等から数値を上げる目標 (R4実績値-現状値等) / (R4目標値-現状値等) × 100 ②現状値等を維持または累計目標 (R4 実績値) / (R4 目標値等) × 100
B	80%以上 100%未満	
C	60%以上 80%未満	
D	60%未満	

※ 進捗状況判断方法

進捗状況	考え方
順調	全ての指標達成度が向上または A, B 以上であり、他の状況も踏まえ、順調に進んでいると判断されるもの。
概ね順調	半数以上の指標達成度が向上または A, B であり、他の状況も踏まえ、概ね順調に進んでいると判断されるもの。
やや遅れ	達成度が向上または A, B である指標が半数未満であり、他の状況も踏まえ、やや遅れていると判断されるもの。
遅れ	達成度が低下または D である指標が半数以上であり、他の状況も踏まえ、遅れていると判断されるもの。

※ 指標達成度は「総合的指標」を対象とする。

第1章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策

1 地域資源の活用による環境と経済の好循環

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 持続可能な経済に資する企業経営や投資活動が一般化し、脱炭素型の製品・サービスの需要と供給が拡大し、企業の競争力の向上と県内経済の成長が図られ、環境負荷の低減と経済の好循環が実現している。
- 地域の自然、エネルギー、産業、文化、風土などの豊かな資源を将来にわたって持続的に活用することにより、地域産業の付加価値向上による経済と地域の活性化が図られている。
- 地域資源を生かした持続可能な地域づくりを支える人材が豊富になり、地域内で資金が循環しているとともに、都市と農山漁村が地域資源を補完し合う広域的なネットワークが形成されている。
- 豊かな環境づくりに資する研究開発が進み、県内経済の成長に貢献している。

(1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値 (2017)	計画目標値 R12 (2030)	実績値 R5 (2023)	現状値との 比較
炭素生産性(温室効果ガス排出量1トン当たりの県内総生産)	千円/トン-CO ₂	353.5	向上を 目指す	361.6 (2021)	向上

(2) 点検結果

総合的指標1指標（炭素生産性（温室効果ガス排出量1トン当たりの県内総生産））が向上であることから、「地域資源の活用による環境と経済の好循環」分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

2 自然と共生した持続可能な県土づくり

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 親水空間や緑地、汚水処理施設等の整備が進み、快適でうるおいのある生活環境が築かれている。
- 美しい景観や歴史的なまち並みが保全され、人々から大切にされるとともに、日々の暮らしの中で親しまれている。
- 歴史的・文化的環境の保全について、住民が主体となった保全の取組が展開されるとともに、誇るべき地域固有の資産として地域の活性化に生かされている。
- 自然環境が有する多様な機能を活用した持続可能で魅力ある県土づくりが進んでいる。
- 農林水産業や生態系、沿岸域など気候変動の影響を受けやすいあらゆる分野で、将来の気候リスクを考慮した取組が行われている。

(1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値 R12 (2030)	実績値 R5 (2023)	現状値との 比較
快適に暮らせる生活環境に関する満足度	%	23.5	向上を 目指す	23.5	横ばい
災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度	%	24.4	向上を 目指す	27.8	向上

(2) 点検結果

総合的指標 1 指標（災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度）が向上、1 指標（快適に暮らせる生活環境に関する満足度）が横ばいであり、個別施策の取組状況を踏まえ、「自然と共生した持続可能な県土づくり」分野の進捗状況は「概ね順調」と判断しました。

3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 日常生活の中に省エネルギーや省資源・3Rなどの環境行動が広く浸透し、環境負荷の少ない製品・サービスが消費者に選ばれている。
- 住まいや移動、職場環境など日々の暮らしにおける環境負荷の低減が図られると同時に、健康増進やワーク・ライフ・バランスが確保されている。
- 環境への配慮や自然とのふれあいを通じた健康で心豊かなライフスタイルやワークスタイルが実現し、それが魅力となって移住者や定住者が増加している。

(1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値 R12 (2030)	実績値 R5 (2023)	現状値との 比較
自然に恵まれていると感じている人の割合	%	78.9	向上を目指す	80.7	向上
住まいに快適さを感じている人の割合	%	47.6	向上を目指す	49.4	向上

(2) 点検結果

総合的指標2指標（自然に恵まれていると感じている人の割合、住まいに快適さを感じている人の割合）が向上であり、個別施策の取組状況を踏まえ、「環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現」分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

第2章 環境分野別施策

1 気候変動対策

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 省エネルギー性能に優れた設備や機器、再生可能エネルギーを導入した住宅が普及するとともに、健康にも配慮した快適で便利なくらしが実現している。
- 再生可能エネルギーの導入が進み、市町村等の地域のエネルギーシステムが構築され、災害にも強い、快適で安全・安心な地域社会が形成されている。再生可能エネルギーの需給関係を通じた地域のつながりや新たな産業の創出により、地域社会や経済が活性化し、持続的な脱炭素社会を実現している。
- 森林整備の必要性に対する理解や木材資源の利活用が進むとともに、本県の豊かな森林の適切な管理が行われ、森林の持つ二酸化炭素吸収源としての機能が持続的に発揮されている。

(1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値	計画目標値	年度目標値	実績値	達成度
		R1 (2019)	R12 (2030)	R5 (2023)	R5 (2023)	
温室効果ガス排出削減割合（2013年度比）	%	16.6 (2017)	57	-	③27.7	-
再生可能エネルギーによる電力自給率	%	34.4	65	47.0	45.7	B

(2) 施策推進指標の状況

指標名	単位	現状値	計画目標値	年度目標値	実績値	達成度
		R1 (2019)	-	R5 (2023)	R5 (2023)	
地球温暖化防止のための行動に努めている県民の割合	%	79.9	90.0 (2026)	90.0	80.0	B
いわて地球環境にやさしい事業所認定数	事業所	③228	344 (2026)	272	270	B
乗用車の登録台数に占める電動車の割合	%	③22.7	33.7 (2026)	27.1	26.9	B
再生可能エネルギー導入量（累計）	MW	1,444	2,198 (2026)	1,966	1,967	A
チップの利用量	BDt ^[注]	③229,064	231,070 (2026)	230,650	244,371	A

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値	年度目標値	実績値 R5 (2023)	達成度
			-	R5 (2023)		
間伐材利用率	%	42.0	44.8 (2026)	43.3	49.7	A
再造林面積	ha	830	1,200 (2026)	1,050	849	D
気候変動適応に関するセミナー等の受講者数 (累計)	人	③117	480 (2026)	120	146	A

[注] B D t : 重量を表す単位であり、絶乾比重 (含水率0%) に基づき算出された実重量を指す。

- ・ 「再造林面積」は、令和4年度の804haと比較し増加したものの、木材の需要減に伴う主伐面積の減少が続き、その後の再造林の面積も減少しました。

(3) 点検結果

総合的指標2指標のうち、年度評価が可能な1指標 (再生可能エネルギーによる電力自給率) の達成度がBであり、施策推進指標は8指標中7指標の達成度がAまたはBであったことから、「気候変動対策」分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

2 循環型地域社会の形成

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 廃棄物の発生が可能な限り抑制され、資源の循環利用（再使用・再生利用）が徹底した社会が確立されている。
- 災害に強く、循環利用が考慮された持続可能な廃棄物処理体制が構築されている。
- 廃棄物の適正処理が確保され、良好な生活環境が維持されている。

(1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値	年度目標値	実績値 R5 (2023)	達成度
			R12 (2030)	R5 (2023)		
一般廃棄物のリサイクル率	%	⑩18.2	⑪27.0	④22.5	④16.8	D
産業廃棄物の再生利用率	%	⑩60.6	⑪61	④61	④56.5	B

- ・ 「一般廃棄物のリサイクル率」は、重量のある紙類が新聞や雑誌等のデジタル化に伴い回収量が年々減少傾向にあるため、また、少子高齢化により集団回収活動を継続することが困難な状況となっている地域があるため、達成度はDとなりました。

(2) 施策推進指標の状況

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値	年度目標値	実績値 R5 (2023)	達成度
			-	R5 (2023)		
エコ協力店いわて認定店舗数	店舗	③ 301	301 (2026)	301	313	A
エコショップいわて認定店等による店頭資源回収量	トン	1,542	2,200 (2025)	2,000	1,713	D
事業者等の3R推進の取組に対する支援実施件数（累計）	件	118	161 (2026)	143	149	A
産業廃棄物の自県内処理率	%	⑩ 94.1	97.5 (2025)	④ 97.5	④ 95.3	B
一般廃棄物の焼却施設処理量	千トン	② 339	329 (2025)	④ 333	④ 329	A
産業廃棄物適正処理率	%	99.6	100 (2026)	100	99.8	B
電子マニフェスト普及率	%	62	72 (2026)	72	80.1	A

- ・ 「エコショップいわて認定店等による店頭資源回収量」は、重量のある紙類において、新聞や雑誌等のデジタル化に伴い回収量が年々減少傾向にあるため、達成度はDとなりました。

(3) 点検結果

総合的指標 1 指標（一般廃棄物のリサイクル率）の達成度がDであったものの、1 指標（産業廃棄物の再生利用率）の達成度がBであり、施策推進指標の達成度は半数以上がAであったことから、「循環型地域社会の形成」分野の進捗状況は「概ね順調」と判断しました。

3 生物多様性の保全・自然との共生

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 森や里、川、海の優れた自然環境が適切に保全されるとともに、生物の多様性や地域固有の生態系が確保され、人と野生動植物が共生している。
- 優れた景観や自然環境を有する自然公園、身近な自然とのふれあいの場である森林公園や都市公園等が適切に保護・管理され、野外レクリエーションの場、環境を学ぶ場として多くの県民に親しまれ、利用されている。
- 環境に配慮した農林水産業の展開や、環境と調和した農地等の利用により、森林、農地、海岸の環境保全機能が持続的に発揮されている。

(1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値	計画目標値	年度目標値	実績値	達成度
		R1 (2019)	R12 (2030)	R5 (2023)	R5 (2023)	
イヌワシつがい数	ペア	27	29	29	24	B
自然公園ビジターセンター等利用者数	千人	420 (2010~19 平均)	470	470	446	B

(2) 施策推進指標の状況

指標名	単位	現状値	計画目標値	年度目標値	実績値	達成度
		R1 (2019)	-	R5 (2023)	R5 (2023)	
条例指定希少野生動植物の確認数	種	16	16 (2026)	16	14	B
ニホンジカの最小捕獲数	頭	③26,839	25,000 (2026)	25,000	29,138	A
国立公園・国定公園再整備箇所数（累計）	箇所	3	7 (2026)	5	5	A
ジオパーク学習会等の参加者数（オンラインを含む）（累計）	人	② 1,648	6,800 (2026)	1,700	2,526	A
主要ジオサイトの観光入込客数	千人	1,203	1,220 (2026)	980	1,284	A
農山漁村の環境保全活動への参加人数	人	125,206	126,700 (2026)	125,800	125,921	A

(3) 点検結果

総合的指標2指標（イヌワシつがい数、自然公園ビジターセンター等利用者数）の達成度がBであり、施策推進指標は達成度が6指標全てAまたはBであったことなどから、「生物多様性の保全・自然との共生」分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

4 環境リスクの管理

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 環境基準を満たすとともに、安全で安心できるきれいな大気や静かな環境の中で、豊富な水の恩恵を受けながら、県民生活が営まれている。
- 化学物質による環境汚染が防止されているとともに、化学物質に関する県民の理解が深まり、安全・安心な県民生活が営まれている。
- 有害な化学物質等について、適切な監視、測定や指導等により、適正な管理や使用が行われ、水や大気等の安全性が守られている。
- 環境影響評価制度等に基づく基準が遵守され、大規模な開発事業等における環境への影響の回避や低減が図られている。

(1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値	年度目標値	実績値 R5 (2023)	達成度
			R12 (2030)	R5 (2023)		
河川・湖沼・海域のBOD等 ^[注1] 環境基準達成率	%	98.2	99.1	99.1	98.3	B
大気中のPM2.5等環境基準達成率 ^[注2]	%	100	100	100	100	A

[注1] BOD等：BOD（生物化学的酸素要求量）及びCOD（化学的酸素要求量）、[注2] PM2.5等：二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）

(2) 施策推進指標の状況

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値	年度目標値	実績値 R5 (2023)	達成度
			-	R5 (2023)		
光化学オキシダント注意報の年間発令日数	日	0	0 (2026)	0	0	A
有害大気汚染物質の環境基準達成率	%	100.0	100 (2026)	100	100	A
汚水処理人口普及率	%	82.6	91.1 (2025)	87.9	85.4	D
排水基準適用の事業場における排水基準適合率	%	100	100 (2026)	100	100	A
新中和処理施設放流水水質基準達成率	%	100	100 (2026)	100	100	A

- ・ 「汚水処理人口普及率」は、計画に対し下水道普及人口の減少割合が大きく、また、各世帯の経済的な理由や家屋の老朽化等の状況により浄化槽を設置できない場合があるほか、現状の居住環境に不満を感じていないなどの理由から浄化槽の設置を希望する世帯が減少しているため、達成度はDとなりました。

(3) 点検結果

総合的指標1指標（大気中のPM2.5等環境基準達成率）の達成度がA、1指標（河川・湖沼・海域のBOD等環境基準達成率）の達成度がBであり、施策推進指標も1指標を除き達成度はAであったことから、「環境リスクの管理」分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 県民が環境問題について理解を深め、自らの問題として捉え、自発的に活動することにより、持続可能な社会づくりに取り組んでいる。
- 県民、NPO、企業、行政等の協働により、環境に配慮した行動が日常生活や事業活動の場で実践されている。

(1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値	計画目標値	年度目標値	実績値	達成度
		R1 (2019)	R12 (2030)	R5 (2023)	R5 (2023)	
環境学習交流センター利用者数	人	49,789	50,000	45,000	45,032	A
水生生物調査参加率 ^(注1) (参考：参加者数)	% (人)	6.9 ^{注2} (4,272) ^{注2}	7 (3,100)	7 (3,700)	7.0 (3,704)	A

^(注1) 参加者数／児童数

^(注2) 2013～19 平均

(2) 施策推進指標の状況

指標名	単位	現状値	計画目標値	年度目標値	実績値	達成度
		R1 (2019)	-	R5 (2023)	R5 (2023)	
水と緑を守り育てる環境保全活動数（累計）	件	965	3,300 (2026)	825	1,095	A
身近な水辺空間の環境保全等に継続的に取り組む団体数	団体	61	67 (2026)	67	59	B

(3) 点検結果

総合的指標2指標（環境学習交流センター利用者数、水生生物調査参加率）の達成度がAであり、施策推進指標は達成度が2指標いずれもAまたはBであったことから、「持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進」分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

○ その他

本計画の指標や施策の達成状況、国の動向等を踏まえ、計画期間の中間年に当たる2025（令和7）年度に計画を見直しする予定としています。

岩手県環境基本計画の施策推進指標の置換えについて（報告）

【要旨】 コロナ5類移行による社会経済活動の活性化等を踏まえた、いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプラン「政策推進プラン（2023年度～2026年度）」における具体的推進方策指標の変更（令和6年12月）を受け、分野別計画である「岩手県環境基本計画」において、同プランの具体的推進方策指標を活用している施策推進指標の目標値等の置き換えを行いますので報告します。

○ 目標値の修正を行う指標

以下の4つの施策推進指標について、目標値の置き換え（上方修正）を行う。

分野		指標名	目標値	
			見直し前	見直し後
第2章 環境分野別 施策	2 循環型地域社会 の形成	エコ協力店いわて認定店舗数	301 店舗 (2026 年度)	323 店舗 (2026 年度)
		一般廃棄物の焼却施設処理量	329 千トン (2026 年度)	323 千トン (2026 年度)
		電子マニフェスト普及率	72% (2026 年度)	85% (2026 年度)
	3 生物多様性の保 全・自然との共生	主要ジオサイトの観光入込客数	1,220 千人 (2026 年度)	1,360 千人 (2026 年度)

参考：岩手県環境基本計画（令和3年3月策定・抜粋）

第4章 計画の推進・進行管理

2 計画の進捗管理の点検

(1) 指標の設定・活用

本計画の着実な実行を確保するため、計画の進捗状況を定型的に点検する。その際、計画の進捗状況についての全体的な傾向を把握するため、各施策分野の目指す姿を見据えた施策の全体的な達成状況とその結果としての環境の状況を示す指標として各施策分野に設定した総合的指標を活用する。施策等の性質によって指標の定量化が困難である場合は、定性的な評価を行う。

また、その他の指標として、環境分野別施策について、施策の実施状況を示す**施策推進指標**を設定し、**目標値については、原則として、当該指標を設定している既存の計画における目標値（目標年次を含む。）とし、当該計画との整合を図る。**

なお、**当該計画の見直しに伴い目標値が見直された場合は、その時点で、本計画の目標値を当該目標値に置き換えることとする。**

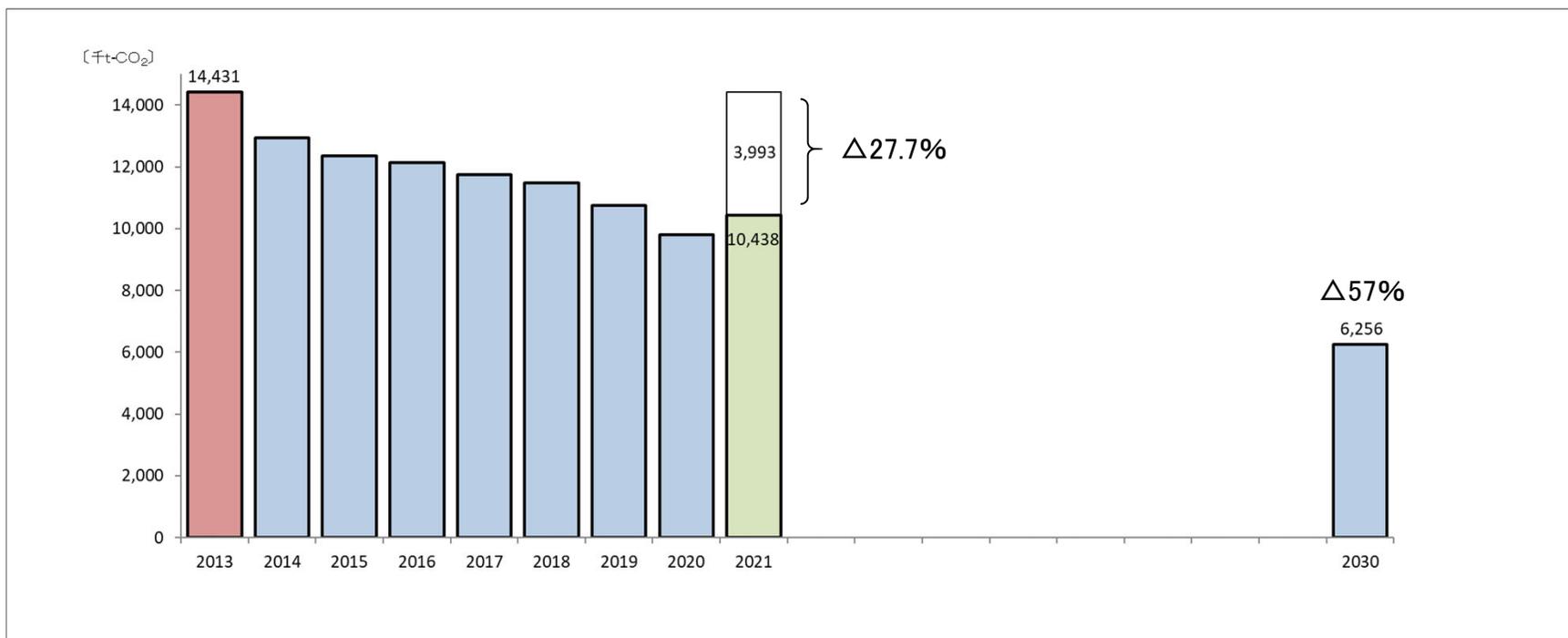
目指す姿

省エネルギーと再生可能エネルギーで実現する豊かな生活と持続可能な脱炭素社会

基本目標の進捗状況

温室効果ガスの排出削減（2030年度目標：△57%）

2021（令和3）年度の温室効果ガスの排出量は、基準年である2013（平成25）年度比で27.7%削減（目標値に対して48.5%）となっており、2030年度目標に対する進捗率は16.5%である。

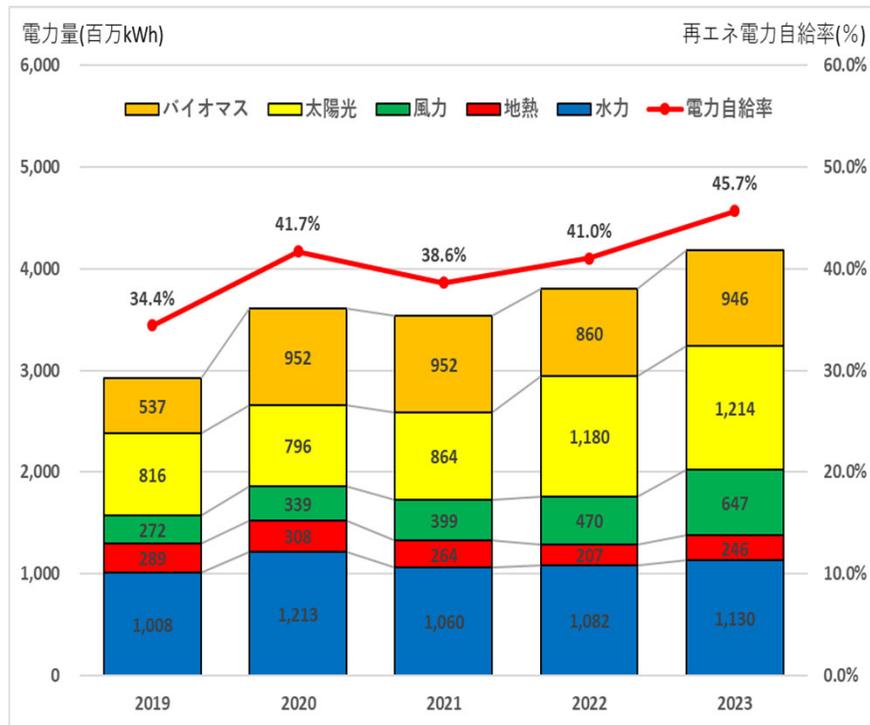


第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の進捗状況について

基本目標の進捗状況

再生可能エネルギーによる電力自給率
(2030年度目標：66%)

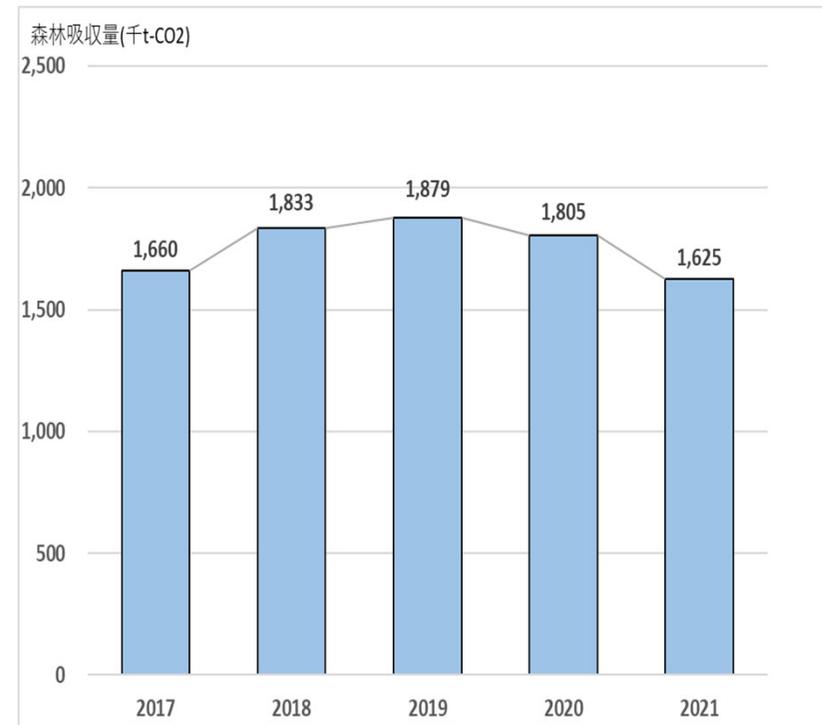
2023（令和5）年度の再生可能エネルギーによる電力自給率は45.7%（目標値に対して69.2%）となっており、2030年度目標に対する進捗率は25.9%である。



森林吸収量の見込み

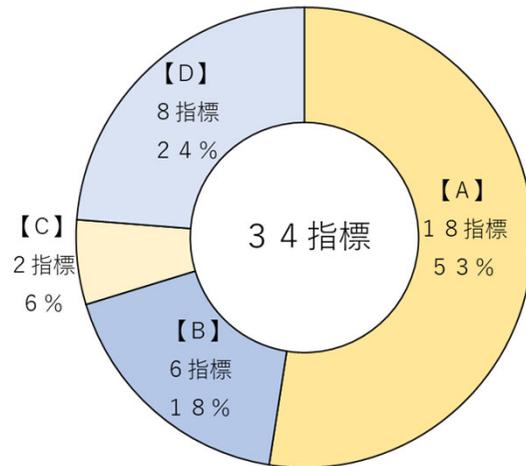
(2030年度目標：1,416千t-CO₂)

2021（令和3）年度の森林吸収量は1,625千t-CO₂となっており、2030年度目標に対する進捗率は115%である。



施策指標の進捗状況

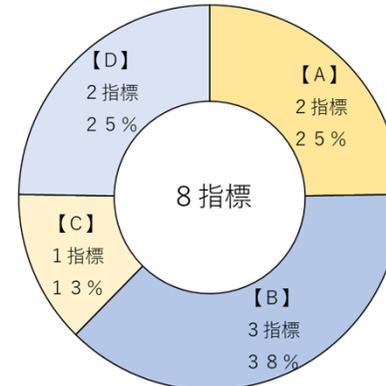
全指標



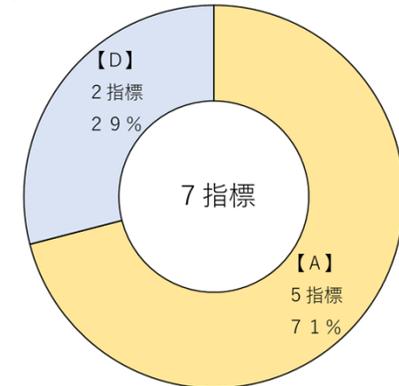
- ・全34指標のうち、達成度Aが18指標（53%）、達成度Bが6指標（18%）、達成度Cが2指標（6%）、達成度Dが8指標（24%）。
- ・約7割の指標で、達成度A又はB。

施策領域別

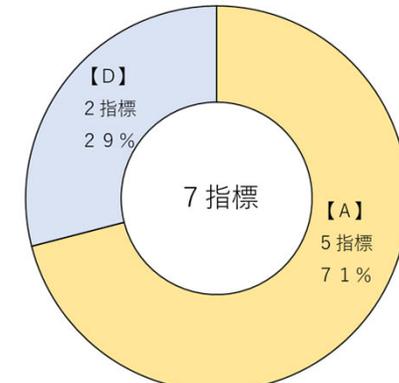
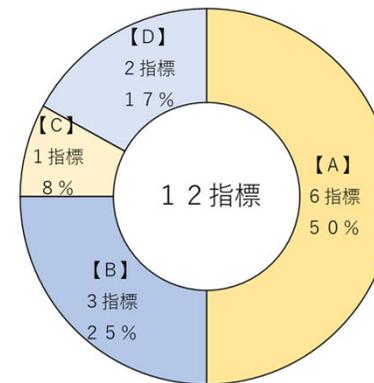
①省エネルギー対策の推進



②再生可能エネルギーの導入促進



③多様な手法による地球温暖化対策の推進 ④気候変動への適応策



【参考】達成度の判定区分

達成度	目標達成率（※）
【A】 達成	100%以上
【B】 概ね達成	80%以上100%未満
【C】 やや遅れ	60%以上80%未満
【D】 遅れ	60%未満

※目標達成率の計算式

ア) 現状値から数値を上げる目標

$$(R5実績値 - R3現状値) / (R5目標値 - R3現状値) \times 100$$

イ) 累計指標等のうちア)の計算式により難しいもの

$$(R5実績値) / (R5目標値) \times 100$$

ウ) 現状値から数値を下げる目標

$$(R3現状値 - R5実績値) / (R3現状値 - R5目標値) \times 100$$

エ) 現状値を維持する目標

$$(R5実績値) / (R5目標値) \times 100 \text{ または } (R5目標値) / (R5実績値)$$

指標等一覧（基本目標）

	指標	単位	2021	2030	2023	進捗率 (%)	目標値設定の考え方
			(R3) 現状値	(R12) 計画目標値	(R5) 実績値		
1	温室効果ガス排出削減割合	%	21.9 (2019)	57	27.7 (2021)	16.5%	温室効果ガス排出量2050(令和32)年度実質ゼロを見据え、2030(令和12)年度の排出量について、対策等による削減量を47%、森林吸収による効果を10%と見込み、全体で57%削減することを目指す。
2	再生可能エネルギーによる電力自給率	%	38.6	66	45.7	25.9%	県内における再生可能エネルギーの事業計画等を踏まえ、2025(令和7)年度までに見込まれている再生可能エネルギー導入の伸び率を2026(令和8)年度以降も維持できるよう取り組むことで、2030(令和12)年度に66%を目指す。
3	森林吸収量の見込み	千トンCO ₂	1,416 (2019)	1,416	1,625 (2021)	115%	2030(令和12)年度の本県の森林吸収量は、2019(令和元)年度の森林吸収量を維持することを目指す。

指標等一覧（施策推進指標）

	施策領域	施策項目	指標	単位	2021	2023	2023	達成度	目標値設定の考え方
					(R3) 現状値	(R5) 目標値	(R5) 実績値		
4	省エネルギー対策の推進	① 家庭における省エネルギー化	岩手型住宅賛同事業者による県産木材を使用した岩手型住宅建設戸数の割合	%	23.6	26.8	53.8	A	2030(令和12)年度までに40%へ向上させることを目標とし、2025(令和7)年度までに30%へ向上させることを目指す。
5			わんこ節電所家庭のエコチェック参加者数(累計)	人	11,221	13,500	10,604	C	毎年、2019(令和元)年度以降最も多い13,500人の参加を目指す。
6		② 産業・業務における省エネルギー化	いわて地球環境にやさしい事業所認定数	事業所	228	272	270	B	2023(令和5)年度以降毎年度、過去4年間のうち対前年度で最大の増加数である24件の増加を目指す。
7			事業者が作成する地球温暖化対策計画書の目標達成率	%	62.7 (2020)	66	60.7	D	2030(令和12)年度目標達成率100%を目標とし、2025(令和7)年度までに74%へ向上させることを目指す。
8		③ 運輸における省エネルギー化	三セク鉄道・バスの一人当たり年間利用回数	回	10.2	14.3	11.8	D	コロナ禍前の水準に回復させることを目指す。
9			モビリティ・マネジメント(公共交通スマートチャレンジ月間)への取組事業者数	事業者	コロナのため開催見送り	140	130	B	2025(令和7)年度における取組事業者数を過去最大であった2015(平成27)年度(162事業者)と同水準を目指す。
10			乗用車の登録台数に占める次世代自動車の割合	%	22.7	27.1	26.9	B	毎年、東北6県のうち最高平均伸び率の2.18ポイントを上回る2.20ポイントの増加を目指す。
11			信号機のLED化率	%	57.8	59.0	62.1	A	岩手県交通安全施設管理計画に基づく灯器LED化(車両用灯器60灯、歩行者用灯器64灯を基本)により、毎年度LED化率0.6%の増加を目指す。

	施策領域	施策項目	指標	単位	2021	2023	2023	達成度	目標値設定の考え方
					(R3) 現状値	(R5) 目標値	(R5) 実績値		
12	再生可能エネルギーの導入促進	①着実な事業化と地域に根ざした取組の推進	再生可能エネルギー導入量	MW	1,681	1,966	1,967	A	現在見込まれている再生可能エネルギー導入に着実に取り組むことで、2025(令和7)年度の再生可能エネルギー導入量2,081MWを目指す。
13			促進区域を設定している市町村数	市町村	0	1	1	A	2025(令和7)年度に実行計画策定市町村のうち半数での設定を目指す。
14		②自立分散型エネルギーシステムの構築	再生可能エネルギー導入量	MW	1,681	1,966	1,967	A	現在見込まれている再生可能エネルギー導入に着実に取り組むことで、2025(令和7)年度の再生可能エネルギー導入量2,081MWを目指す。
15			自立・分散型エネルギーシステム構築計画策定支援市町村数(累計)	市町村	1	3	1	D	これまでの支援市町村数を踏まえ、毎年3市町村への支援を行うもの。
16		③水素の利活用推進	水素に関する普及啓発活動(累計)	回	3	3	4	A	これまでの普及啓発活動の実績を踏まえ、水素に関する勉強会、セミナー、シンポジウム等を開催するもの。
17			県内の水素ステーション数	基	0	1	0	D	本県の地域特性および隣県の設置状況を踏まえ、2025(令和7)年度までに2基の設置を目指す。
18	④多様なエネルギーの有効利用	チップの利用量	BDt	243,110	230,650	244,371	A	2022(令和4)年度を2018(平成30)～2020(令和2)年度の3か年平均の230,510BDtと見込み、木質バイオマス利用機器の導入促進や熱電併給システムの普及などに関する取組により、毎年度140BDtの増加を目指す。	

施策領域	施策項目	指標	単位	2021	2023	2023	達成度	目標値設定の考え方
				(R3) 現状値	(R5) 目標値	(R5) 実績値		
19	①温室効果 ガス吸収源対 策	間伐材利用率	%	42.5	43.3	49.7	A	間伐材の利用につながる搬出間伐を一層促進させる等の取組により、間伐材利用率を毎年0.5%ずつ増加させることを目指す。
20		再造林面積	ha	993	1,050	849	D	2026(令和8)年度の再造林の実施割合を60%、再造林面積1,200haを目標とし、2022(令和4)年度目標値1,000haから毎年50haずつ増加させることを目指す。
21		藻場造成実施箇所数(累計)	箇所	0	3	3	A	県や関係機関等の取組により効果的な藻場の再生を図るため、2025(令和7)年度までに8か所の藻場造成を目指す。
22	②廃棄物・フ ロン類等対策	一般廃棄物の焼却施設処理量	千トン	339 (2020)	335 (2022)	329 (2022)	A	計画期間5年間に於いて、2014(平成26)～2018(平成30)年度の5年間に於ける1年当たり減少量の維持を目指す。
23		一般廃棄物のリサイクル率	%	17.5 (2020)	22.5 (2022)	16.8 (2022)	D	2030(令和12)年において、国の廃棄物処理法基本方針における目標値の水準(27%)を目指す。
24		産業廃棄物の再生利用率	%	59.0 (2020)	60.6 (2022)	56.5 (2022)	B	現状値において、国の廃棄物処理法基本方針の目標値(56%)を上回っており、現状値の水準の維持を目指す。
25		フロン類回収量の報告率	%	93 (2020)	100	88	B	報告率の上限を目指す。
26	③基盤的施 策の推進 ・県民運動の 推進 ・分野横断的 施策の推進 ・県の率優先 取組の推進 ・環境学習の 推進	地球温暖化防止のための行動に努めている県民の割合	%	79.9	90.0	80.0	B	過去4年間の平均は77.8%と高い水準にあるものの、より高い水準の約9割の県民が地球温暖化防止のための行動に取り組むことを目指す。
27		省エネ一斉行動参加団体数(累計)	団体	42	59	90	A	2022(令和4)年度の参加団体数を2021(令和3)年度と同程度(42団体)と見込み、R7年度に、過去5年間の最高値の93団体(累計228団体)の参加になるよう、毎年17団体の増加を目指す。
28		わんこ節電所家庭のエコチェック参加者数(累計)【再掲】	人	11,221	13,500	10,604	C	毎年、2019(令和元)年度以降最も多い13,500人の参加を目指す。
29		地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定市町村の割合	%	16	34	45	A	2026(令和8)年度末までに全国トップの策定率である70%の市町村で策定することを視野に2025(令和7)年度に58%を目指す。
30		地球温暖化に関する学習参加者数(累計)	人	2,600	3,600	4,139	A	地球温暖化防止活動推進員を派遣する学習会等への参加人数とし、新型コロナウイルス禍前の水準(2016(平成28)～2018(平成30)年度平均)の参加者数を目指す。

施策領域	施策項目	指標	単位	2021	2023	2023	達成度	目標値設定の考え方	
				(R3) 現状値	(R5) 目標値	(R5) 実績値			
31	4 気候変動への適応策	①農業、林業、水産業	気候変動に対応した調査研究取組件数	件	9	9	9	A	試験研究機関の計画等に基づき、気候変動に対応した2021(令和3)年度の調査研究を継続的に取り組むことを目指す。
32		②水環境・水資源	公共用水域のBOD(生物化学的酸素要求量)等環境基準達成率	%	95.7	95.7	98.3	A	2021(令和3)年度において、全国平均より高い値であり、これを維持することを目指す。
33		③自然生態系	ニホンジカの最小捕獲数	頭	26,839	25,000	29,138	A	森林生態系保全や森林整備の促進のため、シカ管理計画において定めた捕獲目標数25,000頭(個体数が低減すると試算された頭数)を目標値とする。
34		④自然災害・沿岸域	近年の洪水災害に対応した河川改修事業の完了河川数(累計)	河川	-	1	0	D	平成28年台風第10号及び令和元年台風19号により洪水災害が発生した河川のうち事業中である4河川について、河川改修を重点的に推進し、2026(令和8)年度までの完了を目指す。
35		⑤健康	熱中症による救急搬送者数	人	603	573	1,280	D	毎年、2019(令和元)～2021(令和3)年度の対前年度比の平均(0.95)の減少を目指す。
36		⑥県民生活等	緊急輸送道路の整備延長	km	32.5	38.1	38.3	A	災害発生時の迅速な避難や救急活動、緊急物資の輸送等を行うために重要な路線であることから、通行危険箇所やあい路の解消を図るため、事業計画に基づき毎年着実に整備を進める。
37		⑦基盤的施策	気候変動適応に関するセミナー等の受講者数(累計)	人	117	120	186	A	2022(令和4)年度を120人と見込み、毎年度同程度の参加者数を維持し、2025(令和7)年度までの累計で360人の受講者数を目指す。

計画の見直しについて

本計画の指標や施策の達成状況、国の脱炭素に係る動向等を踏まえ、計画期間の中間年にあたる2025(令和7)年度に計画を見直しする予定。

岩手県環境審議会温泉部会審議結果について

令和6年9月20日に開催した岩手県環境審議会温泉部会において諮問された温泉掘削許可申請について、温泉部会において審議したことから、その結果を報告する。

○ 令和6年9月20日審議結果

温泉法第3条第1項の規定による温泉掘削許可申請 2件のうち 許可相当 2件

温泉法第3条第1項の規定による温泉掘削許可申請

整理番号	申請者住所	申請者氏名	申請地	申請目的	答申
1-1	滝沢市鵜飼笹森 10番13号	株式会社長内水源工業 代表取締役 長内信平	滝沢市鵜飼先向新田103番2号	浴用に供するため	許可相当
1-2	八幡平市柏台一丁目 22番地	岩手地熱株式会社 代表取締役社長 小原 勝一	八幡平市松尾寄木字赤川山1の1	発電（商業用）に供するため	許可相当

岩手県環境審議会水質部会審議結果について

令和 7 年 1 月 27 日（月）に岩手県環境審議会水質部会を開催し、下記事項について審議したことから、その結果を報告する。

1 審議事項

- (1) 水質汚濁防止法に基づく令和 7 年度公共用水域水質測定計画について
- (2) 水質汚濁防止法に基づく令和 7 年度地下水質測定計画について
- (3) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく令和 7 年度ダイオキシン類調査測定計画について
- (4) 環境基本法に基づく宇部川に係る水質環境基準の類型の見直しについて
- (5) 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

2 審議結果

いずれの項目についても原案のとおり議決された。

3 要 旨

- (1) 水質汚濁防止法に基づく令和 7 年度公共用水域水質測定計画について
水質汚濁防止法第 16 条に基づき、県内 153 水域の 261 地点において常時監視測定を行う令和 7 年度の計画案を作成したもの（国土交通省及び盛岡市実施分を含む）。
- (2) 水質汚濁防止法に基づく令和 7 年度地下水質測定計画について
水質汚濁防止法第 16 条に基づき、新規の井戸を調べる概況調査及びこれまでの調査において環境基準を超過し、又は超過するおそれがある地点での継続監視調査を行う令和 7 年度の計画案を作成したもの（盛岡市実施分を含む）。
- (3) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく令和 7 年度ダイオキシン類調査測定計画について
ダイオキシン類対策特別措置法第 27 条に基づき、公共用水域 32 地点、地下水 7 地点、土壌 43 地点の測定を行う令和 7 年度の計画案を作成したもの（盛岡市実施分を含む）。
- (4) 環境基本法に基づく宇部川に係る水質環境基準の類型の見直しについて
環境基本法第 16 条に基づき、宇部川について水質環境基準の類型を見直すこととし、生活環境の保全に関する項目のうち、BOD等について A 類型であったものを AA 類型とするもの。
- (5) 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
測定方法を定める JIS（日本産業規格）に規格番号及び分析方法の変更があったことから、今後予定される「土壌の汚染に係る環境基準について」等の告示改正に倣い、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則を改正するもの。

岩手県環境審議会自然・鳥獣部会審議結果について（報告）

令和 6 年 9 月 20 日（金）に開催した自然・鳥獣部会において、次のとおり諮問があった 2 件について審議した結果を報告する。

1 鳥獣保護区特別保護地区の指定及び鳥獣保護区の変更（区域拡張）について審議した結果、原案を適当と認めたので報告する。

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり指定する。

鳥獣保護区の 名称	所在	面積	指定期間	指定区分	備考
花巻温泉鳥獣保護区 特別保護地区	花巻市	17ha	令和 6 年 11 月 1 日 ～令和 16 年 10 月 31 日	森林鳥獣生息地の 保護区	

(2) 鳥獣保護区の指定（区域拡張）について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり指定する。

鳥獣保護区の 名称	所在	面積	指定期間	指定区分	備考
大槌町赤浜鳥獣保護区	大槌町	522ha	令和 6 年 11 月 1 日 ～令和 16 年 10 月 31 日	森林鳥獣生息地の 保護区	

2 第5次ツキノワグマ管理計画の改定について審議した結果、原案を一部修正の上適当と認めたので報告する。

(1) 趣旨

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）及び環境省が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき県において策定している第5次ツキノワグマ管理計画について、国の交付金を活用した指定管理鳥獣捕獲等事業により、クマを捕獲する場合には、あらかじめ法第7条の2第2項第5号により、「指定管理鳥獣捕獲等事業」の実施に関する事項を定める必要があることから、改定案について諮問され、答申したものを。

(2) 第5次ツキノワグマ管理計画の改定について

ア 計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日

イ 概要

項目	目的
「指定管理鳥獣捕獲等事業の推進」を追加	ツキノワグマの個体数の増加や生息域の拡大により、市街地への出没や人身被害の増加、農林業被害の継続的な発生を踏まえ、個体数管理のための捕獲等を実施し、その被害の軽減を図るもの。

ウ 審議結果

原案を一部修正の上適当と認める。

(3) パブリック・コメント等の状況

令和6年9月5日から令和6年9月18日まで実施したパブリック・コメントで寄せられた意見は1件であった。ツキノワグマ管理検討協議会構成員、関係機関、市町村及び岩手県環境審議会自然・鳥獣部会における委員の意見を踏まえ、素案の一部を修正した。

【参考】パブリック・コメント等の状況（意見提出者1名、意見件数1件）

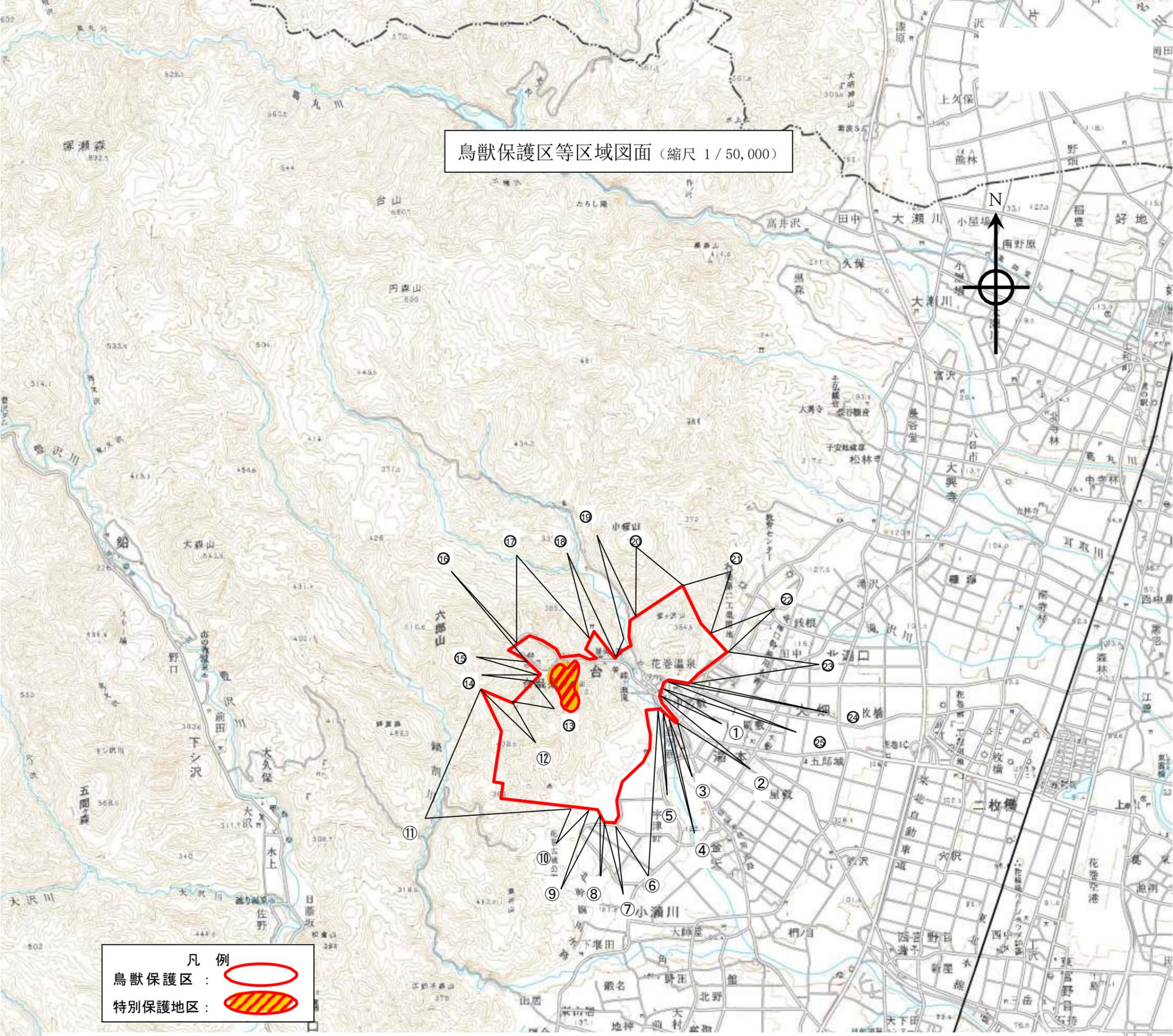
区分	内容	件数（件）
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの	0
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの	0

C (趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの	0
D (参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの	1
E (対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの	0
F (その他)	その他のもの (計画等の案の内容に関する質問等)	0

[参考：第二種特定鳥獣管理計画について]

生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等について、当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させる、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることを目的とし、本県においてはシカ、ツキノワグマ、カモシカ、イノシシの4種について策定しているものである。

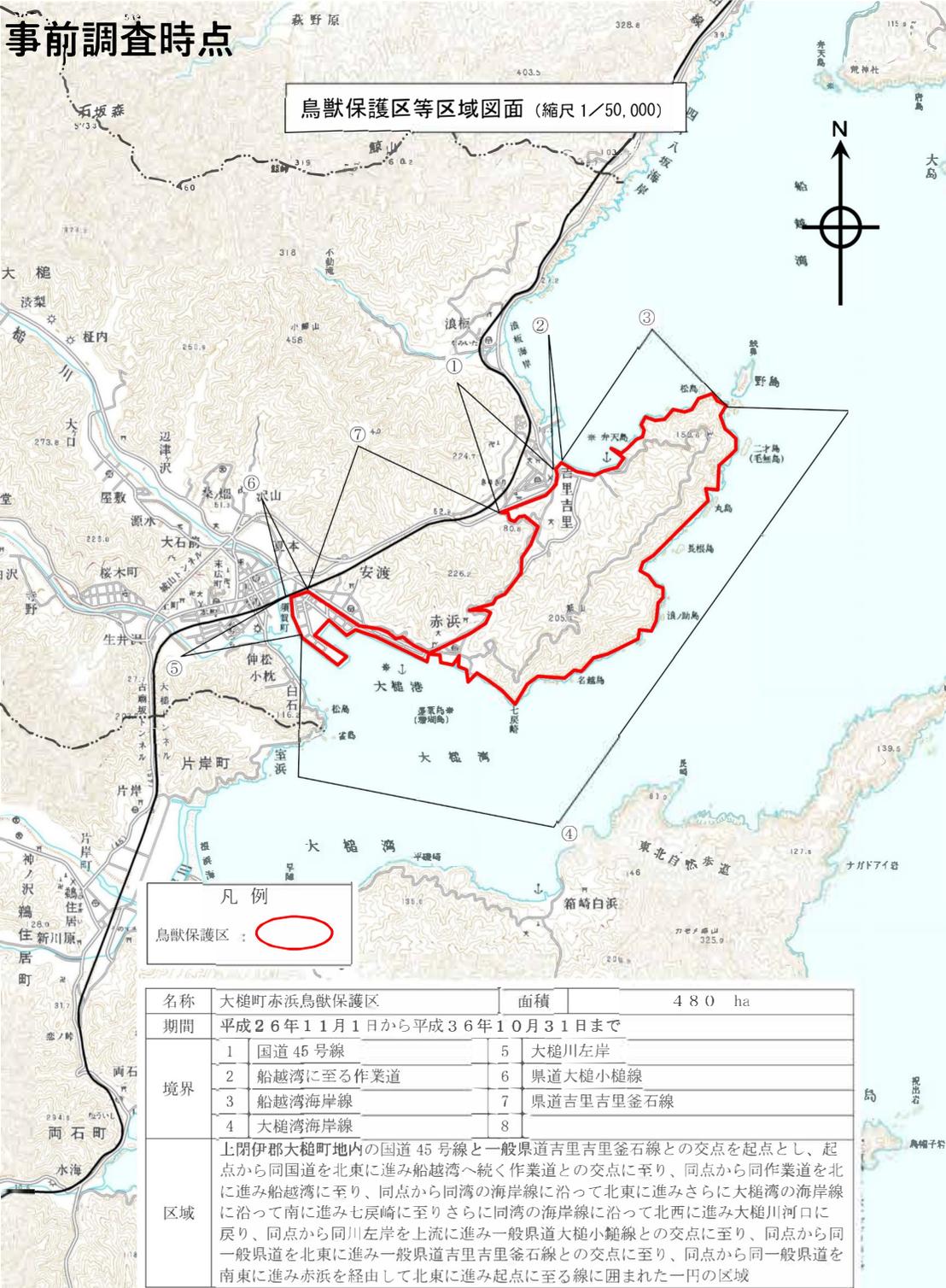
鳥獣保護区等区域図面（縮尺 1 / 50,000）



凡例
 鳥獣保護区： 
 特別保護地区： 

名称	花巻温泉鳥獣保護区		面積	440 ha		
期間	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで					
境界	1	主要地方道花巻平泉線	11	民有林 57 林班、同 56 林班、同 55 林班と民有林 44 林班、同 45 林班、同 54 林班との境界	21	堂ヶ沢裏山に通じる山道
	2	一般県道花巻温泉郷線	12	岩手南部森林管理署国有林 582 林班と民有林 55 林班の境界	22	市道田中西 5 号線
	3	市道台・上組 1 号線	13	サイカチ沢	23	市道大畑・糠塚線
	4	市道上川原・花巻温泉線	14	市道台温泉線に通じる山道	24	市道二枚橋・花巻温泉線
	5	北湯口幹線用水路	15	市道台温泉線	25	市道花巻温泉 1 号線
	6	北幹線水路	16	市道台線	26	
	7	市道金矢・広域公園線	17	岩手南部森林管理署国有林 583 林班と民有林 59 林班、同 55 林班との境界	27	
	8	市道宇津野北 3 号線	18	岩手南部森林管理署国有林 584 林班と民有林 59 林班との境界	28	
	9	市道宇津野西線	19	台川左岸	29	
	10	六郎山に通じる道路	20	岩手南部森林管理署国有林 589 林班ろ小班とい 2 小班的境界	30	
区域	花巻市内の主要地方道花巻平泉線と市道花巻温泉 1 号線との交点を起点とし、起点から主要地方道花巻衣川線を西に進み一般県道花巻温泉郷線との交点に至り、同点から同一般県道を南東に進み市道台・上組 1 号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道上川原・花巻温泉線との交点に至り、同市道を北に進み北湯口幹線用水路との交点に至り、同用水路を北西に進み北幹線水路との交点に至り、同水路を南西に進みさらに南に進み市道金矢・広域公園線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道宇津野北 3 号線との交点に至り、同点から同市道を北に進みさらに北西に進み市道宇津野西線との交点に至り、同点から同市道を北西に進みさらに西に進み六郎山に通じる道路との交点に至り、同点から同道路を西に進みさらに北西に進み民有林 57 林班と 56 林班の境界との交点に至り、同点から民有林 56 林班および同 55 林班と民有林 44 林班、同 45 林班及び同 54 林班の境界を北に進みさらに西に進みさらに北に進み国有林岩手南部森林管理署 582 林班の境界との交点に至り、同点から同国有林と民有林 55 林班の境界を南東に進みサイカチ沢との交点に至り、同点から同沢を東に進みさらに北東に進み市道台温泉線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を北東に進み市道台温泉線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道台線との交点に至り、同点から同市道を北西に進みさらに北に進み国有林岩手南部森林管理署 583 林班と民有林 59 林班との交点に至り、同点から同国有林と民有林 59 林班及び同 55 林班の境界を東に進みさらに北西に進みさらに北東に進み国有林岩手南部森林管理署 584 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進みさらに南東に進み台川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を北に進み国有林岩手南部森林管理署 589 林班ろ小班とい 2 小班的境界との交点に至り、同点より同境界を北東に進み堂ヶ沢裏山に通じる山道に至り、同点から同山道を南東に進み市道田中西 5 号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道大畑・糠塚線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道二枚橋・花巻温泉線との交点に至り、同点から同市道を西に進み、市道花巻温泉 1 号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域					
名称	花巻温泉鳥獣保護区特別保護地区		面積	17 ha		
期間	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで					
区域	花巻市内の花巻温泉社有林のうち、土砂流出防備保安林の一円の区域（岩手県花巻市台第2地割57番2号、7号、31号、36号の区域）					

事前調査時点



鳥獣保護区等区域図面 (縮尺1/50,000)

凡例
鳥獣保護区:

名称	大槌町赤浜鳥獣保護区		面積	480 ha
期間	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで			
境界	1	国道45号線	5	大槌川左岸
	2	船越湾に至る作業道	6	県道大槌小槌線
	3	船越湾海岸線	7	県道吉里吉里釜石線
	4	大槌湾海岸線	8	
区域	上閉伊郡大槌町地内の国道45号線と一般県道吉里吉里釜石線との交点を起点とし、起点から同国道を北東に進み船越湾へ続く作業道との交点に至り、同点から同作業道を北に進み船越湾に至り、同点から同湾の海岸線に沿って北東に進みさらに大槌湾の海岸線に沿って南に進み七戻崎に至りさらに同湾の海岸線に沿って北西に進み大槌川河口に戻り、同点から同川左岸を上流に進み一般県道大槌小槌線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み一般県道吉里吉里釜石線との交点に至り、同点から同一般県道を南東に進み赤浜を経由して北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域			

精査後



鳥獣保護区等区域図面 (縮尺1/50,000)

凡例
鳥獣保護区:

「単色地図」(国土地理院)をもとに大槌町作成

名称	大槌町赤浜鳥獣保護区		面積	522 ha
期間	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで			
境界	1	国道45号線	6	大槌湾海岸線
	2	町道吉里吉里旧国道線	7	大槌川左岸
	3	町道吉里吉里海岸線	8	県道大槌小槌線
	4	船越湾に至る私道	9	県道吉里吉里釜石線(一部区間赤浜を経由)
	5	船越湾海岸線		
区域	上閉伊郡大槌町地内の国道45号線と一般県道吉里吉里釜石線との交点を起点とし、起点から同国道を北東に進み町道吉里吉里旧国道線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道吉里吉里海岸線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み船越湾へ続く私道との交点に至り、同点から北東に進み船越湾に至り、同点から同湾の海岸線に沿って北東に進みさらに大槌湾の海岸線に沿って南に進み七戻崎に至りさらに同湾の海岸線に沿って北西に進み大槌川河口に戻り、同点から同川左岸を上流に進み一般県道大槌小槌線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み一般県道吉里吉里釜石線との交点に至り、同点から同一般県道を南東に進み赤浜を経由して北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域			

第5次ツキノワグマ管理計画の概要

〈策定の根拠、計画の位置付け等〉

◇策定の根拠等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2及び第13次鳥獣保護管理計画

◇位置付け

生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときに策定できるもの。法、国の指針、いわて県民計画（2019～2028）等を踏まえ、鳥獣の管理の方針を定めるもの。

◇計画の期間

令和4年度～令和8年度

〈現状と課題〉

◇生息状況

- 1 生息分布 県内全域
- 2 生息頭数 3,700頭
(北上高地 2,000頭、北奥羽 1,700頭)

◇被害状況

- 1 農業被害（飼料作物、果樹等）
4,806万円（R2）
- 2 人身被害 29名（R2）

◇課題

中山間地域の人口減少等による人間活動の低下や耕作放棄地の増加等に伴いクマの生息域が拡大し、人身被害や農業被害などによる人とのあつれきが増大していることから、個体群の増加を抑制しつつ適切な保護・管理の推進が必要

〈基本目標〉

- 1 人身被害の防止及び農林業等被害の軽減
- 2 本県に生息する地域個体群の長期にわたる安定的な維持

〈計画の概要〉

◇管理の実施

- 1 地域個体群の区分
個体群を2つに区分し生息数を調査
 - (1) 北上山地地域個体群
 - (2) 北奥羽地域個体群
- 2 個体数管理
 - (1) 捕獲数の管理
 - (2) 県による捕獲許可の方針
 - (3) 狩猟期間の延長
 - (4) 春季捕獲
 - (5) 市町村による緊急時における捕獲許可事務の特例処理
 - (6) 放獣
- 3 生息環境管理
 - (1) ツキノワグマの生息域における環境管理
 - (2) 緩衝域及び人の生活域における環境管理
- 4 被害防除対策
 - (1) 人身被害防除
 - (2) 農林業被害の防除
 - (3) 注意報の発表等による注意喚起

5 モニタリング

- (1) 短期的モニタリング
 - ア 生息状況調査
 - イ 被害状況調査
- (2) 中長期的モニタリング
大規模ヘアトラップ調査による個体数推定

◇管理のために必要な事項

- 1 各機関等の果たす役割
県、市町村、集落・地域住民、管理検討協議会、地区管理協議会、狩猟者団体等の役割
- 2 人材の育成・確保
- 3 隣接県との調整
青森県及び秋田県との整合性のとれた管理に向けた協議
- 4 NPO等との連携
- 5 情報共有と普及啓発
- 6 錯誤捕獲の防止と対応

〈今回追加する主な項目〉

指定管理鳥獣捕獲等事業の推進

ポイント 復興の着実な推進とともに、人口の自然減・社会減対策（地方創生）を主軸にしながら、ジェンダーギャップの解消など一人ひとりの生きにくさを生きやすさに変える取組を進めることで、お互いに幸福を守り育てる、世界に開かれたいわてを創っていく。

～復興の推進～

・安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生、未来のための伝承・発信に基づく取組や、復興道路を生かした新たな産業振興、水産業の再生に係る取組等を推進

4つの重点事項 R6:840億円 → R7:916億円（うち新規分16億円）

① 自然減・社会減対策 R6:221億円 → R7:228億円

- 一人ひとりの希望に基づく多様なライフステージに応じた支援を強化し、
 - 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境の整備
 - 結婚・子育ての支援
 - 移住定住、インバウンド観光・輸出の強化による交流人口拡大 等を推進

② GXの推進 R6:93億円 → R7:97億円

- 岩手の優れた自然環境を生かし、
 - カーボンニュートラル
 - 地域経済と環境に好循環をもたらす持続可能な新しい成長
 - 気候変動への適応 等を推進

③ DXの推進 R6:51億円 → R7:64億円

- 岩手県DX推進計画に基づき、
 - 行政、産業、社会・暮らしのDX、DXを支える基盤整備
 - DXによる地域課題の解決 等を推進

④ 安全・安心な地域づくり R6:476億円 → R7:528億円

- 災害、感染症、交通事故や犯罪などあらゆるリスクへ包括的に対応するため、
 - 防災・減災の主流化（災害への備え）
 - 感染症・家畜伝染病への対応
 - 日常生活のリスク低減 等を推進

※ 複数事項にまたがる事業については、重複して事業費を計上

10の政策分野

社会経済情勢等に応じ

施策強化

I 健康・余暇 R7:770億円	II 家族・子育て R7:219億円
III 教育 R7:182億円	IV 居住環境・コミュニティ R7:53億円
V 安全 R7:57億円	VI 仕事・収入 R7:805億円
VII 歴史・文化 R7:4億円	VIII 自然環境 R7:68億円
IX 社会基盤 R7:610億円	X 参画 R7:19億円

「新しい時代を切り拓くプロジェクト」の展開

- ・長期的な視点に立って、岩手らしさを生かした新たな価値・サービスの創造などの先導的な取組を展開

広域振興圏の施策の推進

- ・市町村との連携、地域資源を生かした県北・沿岸振興
- ・人口減少対策に呼応した取組
- ・各広域振興圏の特性に合わせた地域課題の解決

（注1）4つの重点事項に係る主な増減理由

- ・〔自然減・社会減対策〕子ども・子育て支援に係る市町村補助等の増
- ・〔GXの推進〕林道整備事業費等の増
- ・〔DXの推進〕教育分野におけるICT機器の整備に伴う増
- ・〔安全・安心な地域づくり〕道路環境改善事業費、河川等災害復旧事業費等の増

（注2）本資料に掲載されている事業は、複数の項目に再掲されている場合がある。

10の政策分野のポイント

VIII 自然環境

～一人ひとりが恵まれた自然環境を守り、
自然の豊かさとともに暮らすことができる岩手～

R7 : 68億円

※新型コロナウイルス感染症対応・原油価格物価高騰対策分等を除く。

取組の方向性とポイント

- ・ ツキノワグマに係る捕獲の強化や環境整備、市街地出没時の対応訓練など**総合的な鳥獣被害防止対策の推進**
- ・ 温暖化防止いわて県民会議を中核とした**県民、事業者総参加の県民運動**などによる**脱炭素化の推進**
- ・ **地域経済と環境の好循環**に向けた、**市町村や発電事業者等との連携**による**再生可能エネルギーの導入**

主な事業

新	○ 指定管理鳥獣対策事業費（ツキノワグマ総合対策） ツキノワグマによる人身被害を防止するため、捕獲による個体数管理や全県での生息数調査を実施	56 百万円	[環境生活部]
	○ 指定管理鳥獣対策事業費（新規狩猟者の確保・定着促進事業費）	1 百万円	[環境生活部]
拡	○ ツキノワグマ被害防止対策事業費 ツキノワグマによる人身被害を防止するため、市街地出没訓練や啓発のほか、新たに知見を有する専門家人材との連携強化による取組を推進	7 百万円	[環境生活部]
新	○ ニホンザル対策調査事業費 ニホンザルによる農作物被害等を防止するため、生息状況調査等を実施するほか、専門家会議を開催	8 百万円	[環境生活部]
拡	○ 三陸ジオパーク推進強化事業費 三陸ジオパークの地域資源を保全し、価値や魅力等を広く普及していくため、みちのく潮風トレイル等と連携した国内外への情報発信のほか、世界ジオパーク認定を見据えた地質遺産等の国際的意義の再整理などを実施	11 百万円	[環境生活部]
	○ 循環型地域社会形成推進事業費	142 百万円	[環境生活部]
	○ 脱炭素化推進事業費 脱炭素化に向けた県民・事業者・市町村等の各主体における取組の促進や、事業者への省エネ設備導入補助（補助率：定額、補助対象：県内の事業者）等を行うほか、県有施設への太陽光発電設備やLED照明の導入などを推進	290 百万円	[環境生活部]
	○ 再生可能エネルギー導入促進事業費	138 百万円	[環境生活部]
	○ 水素利活用推進事業費	7 百万円	[環境生活部]
	○ 海洋エネルギー関連産業創出推進事業費	4 百万円	[ふるさと振興部]
	○ いわての森林づくり推進事業費（いわて環境の森整備事業費）³⁴	600 百万円	[農林水産部]

岩手県ツキノワグマ 対策パッケージ (令和6～8年度)

岩手県
令和7年2月

1 策定の趣旨

全国的にツキノワグマ(以下「クマ」という。)の出没件数や人身被害が増加傾向の中、国では、令和6年4月にクマを指定管理鳥獣に追加するとともにクマ被害対策施策パッケージをとりまとめ、令和6年8月には指定管理鳥獣対策事業交付要綱を改正したほか、市街地での銃使用の規制緩和を柱とする鳥獣保護管理法の改正作業を進めている。

本県では、国の動きと並行して、第5次ツキノワグマ管理計画を改定したところであり、クマ被害の課題先進県として、次の4つの柱で構成する部局横断的な中期的取組を「岩手県ツキノワグマ対策パッケージ」としてとりまとめ、総合的な対策を講じていくこととした。



【4つの柱】

- (1) 人の生活圏への出没防止 (2) 出没時の緊急対応 (3) クマ類個体群管理の強化 (4) 人材育成・確保

なお、このパッケージに記載の令和7年度以降の取組は現時点での想定であり、効果や実績を踏まえて、毎年度の予算編成において見直しを行いながら推進していく。

2 現状と課題

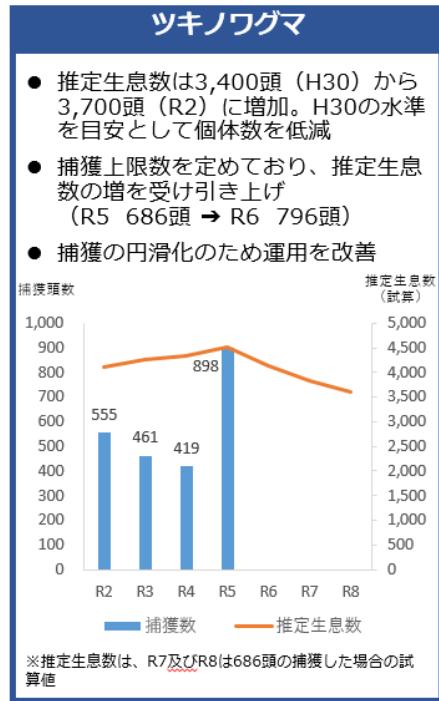
- 令和5年度は、クマの出没件数及び人身被害件数が過去最多となっており、人の生活圏への出没抑制のため、環境整備等が必要となっている。
- クマが市街地に出没した際の対応マニュアルを整備し、マニュアルに基づく訓練を実施しているところであるが、今後、市街地における銃規制が緩和された場合の体制を構築する必要がある。
- 本県は、全国的にみても人身被害が多く、県民に被害防止の正しい知識の普及啓発が必要である。
- これまでの農林業被害を及ぼす有害な個体の捕獲から、人の生活圏への出没を未然に防止するため、被害の有無に関わらず、人の生活圏周辺の緩衝域(里地里山)における「個体数管理」の強化が必要である。
- クマの捕獲には危険が伴うことから、捕獲や放獣に関する正しい知識と技術を有した捕獲技術者の育成・確保が必要である。

3 目指す姿

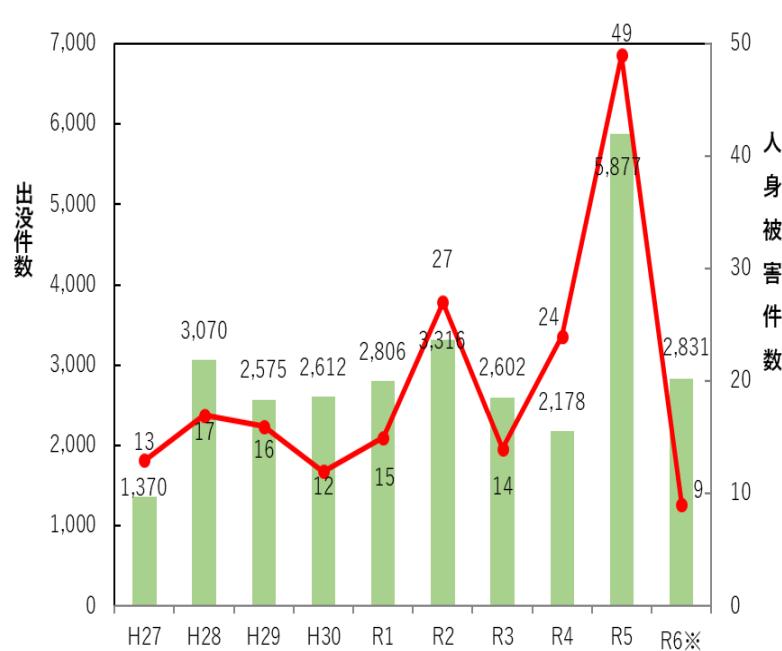
人とクマとのすみ分けが行われ、クマの安定的な個体数が維持されるとともに、人の安全安心な暮らしと農林業生産が行われている。

【参考データ】

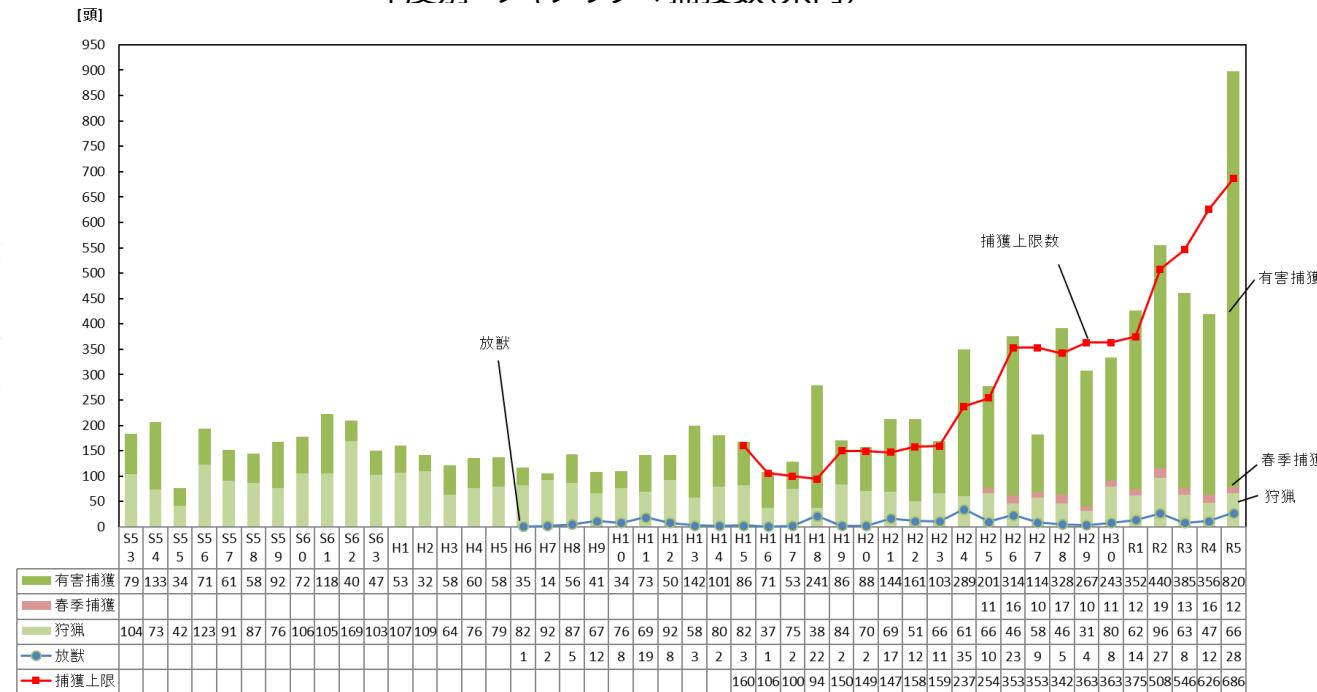
個体群管理(つかまえる)の状況



出没件数及び人身被害の状況



年度別 ツキノワグマ捕獲数(県内)



※ R6出没数及び人身被害数は12月末時点

(1) 人の生活圏への出没防止

<取組方向>

人の生活圏への出没を防止するため、集落周辺での放任果樹等の誘引物の除去等の管理の徹底、農地への電気柵の設置、人の生活圏と接する山林や耕作放棄地等の刈り払いや緩衝帯の整備、クマ類の移動ルートとなる河川敷等における生息環境管理を促進します。

<具体的な推進方策>

- ① 鳥獣被害防止総合対策事業費(国庫)を活用し、市町村等が実施する電気柵の設置、農地の防除対策、農地等における緩衝帯の整備及び放任果樹の伐採等への補助を行います。【R6～】
- ② 間伐等を通じた人の生活圏とクマの生息域との間の緩衝帯を整備します。【R6～】
- ③ 県管理河川の藪の刈払いを実施するとともに、河川区域におけるクマ罠設置等への占用許可を行います。【R6～】
- ④ クマの防除対策シリアスゲームを用いた普及啓発、PTA活動における学校周辺等の藪刈払い支援、クマ鈴等の貸与を実施します。【R6～】
- ⑤ 出没情報を基に、出没地点周辺でのICT(ドローン等)を活用した、監視体制の構築の可能性を検討します。【R7～】



◆ 参考:市町村等の取組

- 【市町村(特別交付税措置)】 電気柵の設置、農地の防除対策、農地等における緩衝帯の整備や、放任果樹の伐採等【R6～】
- 【市町村等】 ドローンを活用した監視【R6～】

取組内容		
R6	R7	R8
① ◆ 電気柵の設置、農地の防除対策・緩衝帯整備、放任果樹の伐採等【農林水産部(農業振興課)】【市町村(特別交付税措置)】		
② 間伐等を通じた人の生活圏との緩衝帯の整備【農林水産部(林業振興課、森林整備課)】		
③ 県管理河川の藪の刈払いの実施、河川区域におけるクマ罠設置等への占用許可【県土整備部(河川課)】		
④ 普及啓発、学校周辺等の藪刈払い支援、クマ鈴等貸与【盛岡広域振興局(保健福祉環境部)】		(調整中)
		⑤ 監視体制の構築検討【環境生活部(自然保護課)】
⑤ 出没地点周辺のドローン調査検討【環境生活部(自然保護課)】		
◆ ドローンを活用した監視 【市町村等】		

(2) 出没時の緊急対応

<取組方向>

クマ類の市街地等への出没に備え、県や市町村、警察、猟友会等と連携して、地域住民と捕獲従事者の安全を確保した上で捕獲できる体制を構築するとともに、市街地での銃による捕獲の実施を見据え、「市街地等出没時対応マニュアル」の抜本的な見直しや、これを円滑に運用するための訓練の実施、人身被害を防止するための啓発を進めます。

<具体的な推進方策>

- ① 市街地に出没したクマの麻酔等での捕獲及びそれに係る訓練を実施するほか、麻酔捕獲従事者の防護装備品を配備します。【R6】
- ② 銃規制緩和等に係る対応訓練を実施します。【R6～】
- ③ クマに遭遇した際の対処方法など、人身被害防止のためCMやチラシ等による啓発を行います。【R6～】
- ④ 市街地等での銃によるクマの捕獲を想定した、県や市町村、警察、猟友会で構成する対策チームを配置します。【R6～】
※ 対策チームにおける合意に基づき、クマの緊急捕獲を実施します。【R7～】
- ⑤ 鳥獣被害防止総合対策事業費(国庫)を活用し、繰り返し農地等に出没するクマの捕獲や追払いを実施する市町村等への補助を行います。【R6～】

◆ 参考:市町村等の取組

【市町村(特別交付税措置)】 繰り返し農地等に出没するクマの捕獲や追払い【R6～】



取組内容		
R6	R7	R8
① 麻酔捕獲・訓練、防護装備品の配備【環境生活部(自然保護課)】		
	② 銃規制緩和対応訓練【環境生活部(自然保護課)】	
	③ 人身被害防止啓発【環境生活部(自然保護課)】	
	④ 対策チームの配置検討、運用【環境生活部(自然保護課)】	
⑤◆ 繰り返し農地等に出没するクマの捕獲や追払い【農林水産部(農業振興課)、市町村(特別交付税措置)】		

(3) クマ類個体群管理の強化

<取組方向>

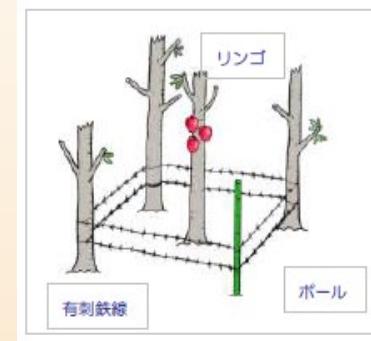
個体群の安定的な維持を図るため、生息数等のモニタリングを実施しながら、農地周辺に出没する有害性の高い個体の捕獲や、人の生活圏への出没を未然に防止するための緩衝地帯での捕獲を進めるとともに、市町村と連携し、人とクマとの空間的なすみ分けを図るためのゾーニング管理を進めます。

<具体的な推進方策>

- ① 全県の生息個体数推計のための大規模ヘアトラップ調査を実施します。【R6～】
- ② 県内の生息密度の動向を継続的に把握のための小規模ヘアトラップ調査を実施します。【R6～】
- ③ 個体数管理のための指定管理鳥獣捕獲によるクマの捕獲を実施します。【R6～】
- ④ 人とクマの空間的なすみ分けを図るためのゾーニング管理のあり方を検討します。【R7】
- ⑤ 市町村等の捕獲個体処理施設(解体処理、食肉加工、焼却など)整備費用の補助を行います。【R6～】
- ⑥ 鳥獣被害防止総合対策事業費(国庫)を活用し、繰り返し農地等に出没するクマの捕獲や追払い《再掲》、新規猟銃取得支援を行う市町村等への補助を行います。【R6～】

◆ 参考:市町村等の取組

【市町村(特別交付税措置)】 繰り返し農地等に出没するクマの捕獲や追払い【R6～】(再掲)



取組内容		
R6	R7	R8
① 大規模ヘアトラップ調査【環境生活部(自然保護課)】		
② 小規模ヘアトラップ調査【環境生活部(自然保護課)】		
③ ヘアトラップ調査結果の分析・研究による生息数の具体的な推計【環境生活部(自然保護課)】		
③ 指定管理鳥獣捕獲(クマ)【環境生活部(自然保護課)】		
	④ ゾーニング管理のあり方検討【環境生活部(自然保護課)】	
⑤ 捕獲個体処理施設整備補助【環境生活部(自然保護課)】		
⑥◆繰り返し農地等に出没するクマの捕獲や追払い【農林水産部(農業振興課)、市町村(特別交付税措置)】《再掲》		
⑥ 新規猟銃取得支援【農林水産部(農業振興課)】		

(4) 人材育成・確保

<取組方向>

クマ類は他の鳥獣と比較して、捕獲を実施する際の危険度が大きいことから、捕獲や放獣に関する正しい知識と技術を有した捕獲技術者の育成・確保を図るとともに、地域の実情に応じた被害防止対策を推進するため、クマ類の生態や対策に関して知見を有する人材を配置します。

<具体的な推進方策>

- ① 捕獲者の技術向上のための研修会を実施します。【R6～】
- ② 新規狩猟者の確保のための研修会を開催します。【R6～】
- ③ 被害防止対策を推進するためのクマ対策アドバイザー(仮称)を配置します。【R7～】
- ④ 市街地等での銃によるクマの捕獲を想定した、県や市町村や警察、猟友会で構成する対策チームを配置します。【R6～】《再掲》

◆ 参考:市町村等の取組

【市町村(特別交付税措置)】 捕獲者確保のための狩猟免許の取得促進【R6～】



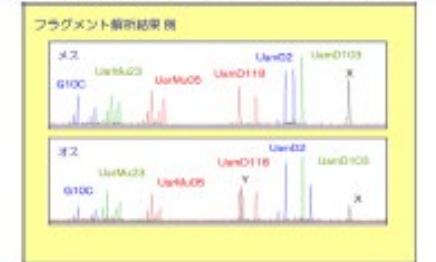
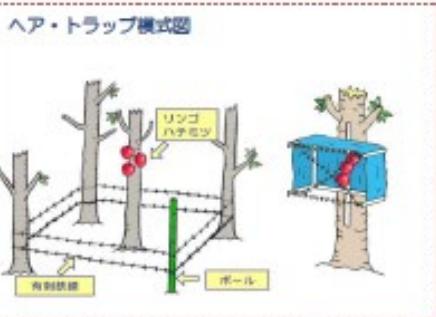
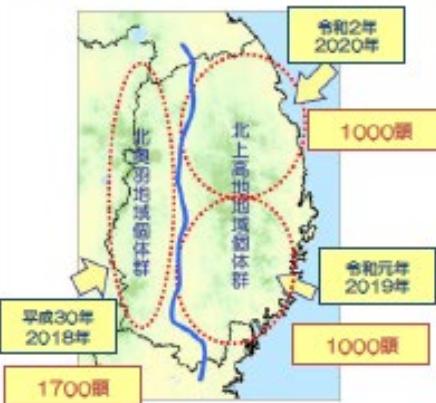
取組内容		
R6	R7	R8
① 捕獲者技術向上研修【環境生活部(自然保護課)】		
② 新規狩猟者確保のための研修会【環境生活部(自然保護課)】		
	③ クマ対策アドバイザー(仮称)の配置、クマ対策アドバイザー(仮称)による職員の人材育成【環境生活部(自然保護課)】	
	④ 対策チームの配置検討、運用【環境生活部(自然保護課)】《再掲》	
◆ 狩猟免許取得促進【市町村(特別交付税措置)】		

ヘア・トラップ法を用いた岩手県に生息する ツキノワグマの生息数推定

【特定鳥獣保護管理計画】

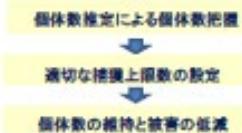


岩手県全域の生息数：3700頭（推定）



【事業の目的】

第二種特定鳥獣保護管理計画
都道府県知事が、個体数の管理、生息環境の整備、被害防除対策、モニタリング調査などについて目標及び方法を決定する。



～個体数推定の流れ～

①クマの体毛の回収（ヘア・トラップ画像）



②体毛のDNA分析（個体識別）

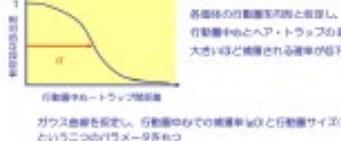
【DNA抽出・遺伝子解析】
実体動物標本下での毛根部分(30本以内)の採取
ヨウ化ナトリウム法によるDNAの抽出
分光光度計によるDNA濃度の測定
遺伝子型 (SE-4748) 個体識別 (MultiAmp-PCR)
フラグメント解析
遺伝子型・個体識別

③識別結果から統計処理で個体数を算出

いつ、どこで、どのクマがとれたかのデータを作成

統計処理へ

【個体数推定モデル】
空間明示生体資源調査モデル



参考文献：Provan DE et al. J. Biometrics 2005
ハイズ 著、SPACECAP 社、Gardner 2009、Banks 2009、Eskew et al. 2005



衛星通信を用いたGPSテレメトリー首輪の紹介

野生動物の生態調査では古くからテレメトリー機器を使用しており、多くの研究に活用されています。

岩手県環境保健研究センターでは、クマが人里へ出没するメカニズムを解明するために、GPSテレメトリー首輪をクマに装着して、詳細な行動や環境の解析を行っています。



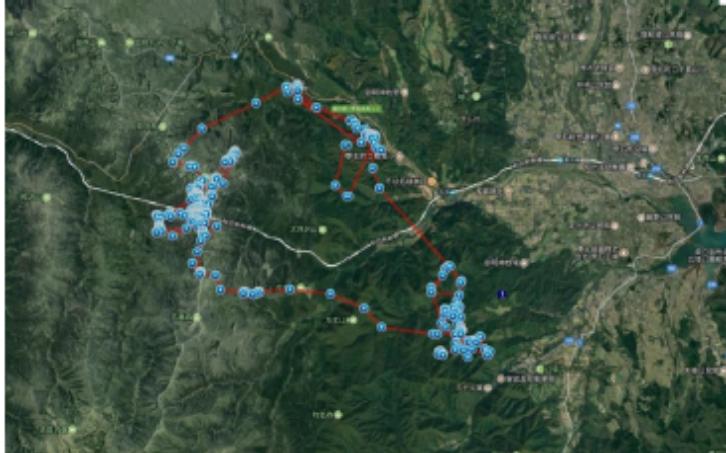
○GPSテレメトリー通信の概要



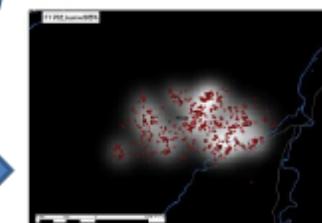
○GPSテレメトリー首輪の特徴

- ①リアルタイムに位置情報を取得
- ②測位間隔を自由に設定
- ③活動量（首輪の振動回数）や体温を計測
- ④衛星通信による遠隔操作で首輪の脱落が可能
- ⑤VHFビーコンにより動物の生死の判別や首輪回収のトラッキングが可能

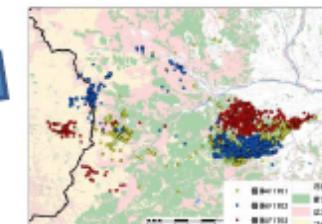
○実際のツキノワグマから得られたデータ画像



活動時間帯の解析



行動圏の解析



生息環境の解析

北奥羽地域のツキノワグマの大量出没年にみられた季節移動の変化
～集落周辺に滞在するクマを対象として～

背景・目的

北奥羽地域において、ニホンツキノワグマ (*Ursus thibetanus japonicus* ; 以下、クマ) のGPSテレメリーを用いた調査研究は少なく、集落周辺のクマを対象とした複数個体を経年追跡した報告はない。

そこで本研究では集落周辺に滞在するクマの行動に着目し、大量出没年時と非大量出没年時の行動の変化からクマの大量出没メカニズムについて考察した。

調査地及びサンプリング



図1 調査地

調査地
岩手県雫石町御明神地区 (岩手大学御明神演習林)

GPSテレメリー首輪
TellusGPS (Followit社製)

調査対象個体群
北奥羽地域個体群

測位間隔
5月～8月:1時間に1点
9月～10月:2時間に1点

対象個体
2017～2020年に捕獲されたツキノワグマ14個体(オス6個体、メス8個体)

方法・解析

行動圏の算出

・夏季の行動圏は、7月から8月の1時間に1点、秋季の行動圏は9月から11月の2時間に1点の測位点を用い、可変カーネル法により95%行動圏を算出

秋季における夏季行動圏内の滞在率の算出及び解析

・秋季における夏季行動圏内の滞在率(集落周辺の滞在の指標と定義)は、夏季行動圏内に測位された秋季の測位点数(2～3日12時前後の点)から算出

・滞在率を目的変数に、大量出没年(2019年と定義)の有無と性別を説明変数に、個体をランダム変数とした一般化線形混合モデルにより解析

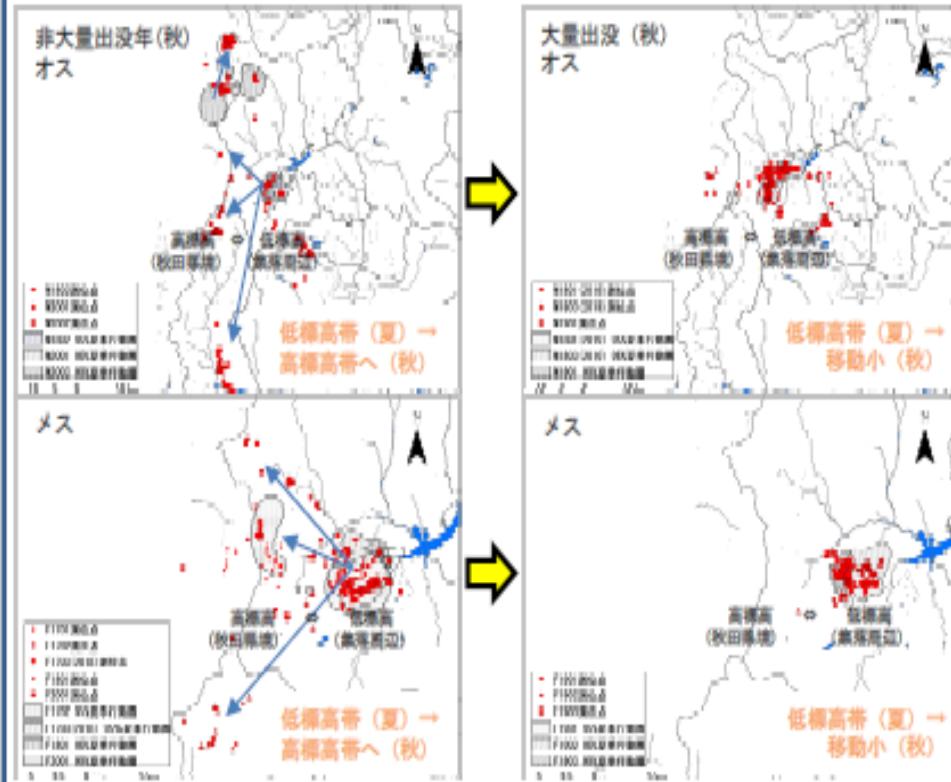
利用標高の解析

・利用標高は、滞在率の算出に用いた測位点と同様のものを使用

・夏季及び秋季、個体ごとに平均値を算出し、大量出没年と非大量出没年を比較

結果

○大量出没年と非大量出没年での秋季の集落周辺滞在率の変化



○傾向

非大量出没年
→ 秋に集落周辺から高標高帯へ移動

→ メスよりもオスが大きく移動

→ 集落周辺の滞在率はメスの方が高

大量出没年
→ 夏も秋も集落周辺に滞在

→ 両性別とも移動小

→ 集落周辺の滞在率はメスの方が高いが、滞在率の変化はオスの方が高

図2 大量出没年および非大量出没年のクマの夏季行動圏と秋季の測位点

○解析

表1 秋季の集落周辺滞在率と大量出没年、性別の関係

変数	滞在率	オス	メス	有意性
大量出没年	+	+	+	0.001
性別	-	-	-	0.001
大量出没年 × 性別	-	-	-	0.001
滞在率	12	11	11	0.001
性別	12	11	11	0.001
Null	1	1	1	0.001

秋季の集落周辺滞在率は、大量出没年で高くなる傾向、メスよりもオスで低い傾向

表2 大量出没年と性別が秋季の集落周辺滞在率に与える影響

変数	滞在率	標準誤差	z値	p値
非大量出没年メス	0.355	0.209	1.149	0.251
大量出没年	2.285	0.282	8.125	0.000
メス	-1.991	0.442	-4.503	0.000

秋季の集落周辺の滞在率
非大量出没年→オス16.4%、メス58.8%
大量出没年→オス65.9%、メス93.3%
滞在率の変化はメスよりオスが大きい傾向(オス:3.6倍、メス:1.4倍上昇)

表3 大量出没、非大量出没年での夏季と秋季の利用標高差

変数	夏季	秋季	有意性
大量出没年	278.1	288.8	0.001
性別	278.1	288.8	0.001
大量出没年 × 性別	278.1	288.8	0.001

非大量出没年→夏季より秋季に高い標高帯を利用
大量出没年→夏季と秋季ではほぼ変わらない標高帯を利用

考察

・夏季に集落周辺に滞在していたクマは、非大量出没年には秋季に集落から離散し標高の高い土地へ、大量出没年には、秋季にも集落周辺に滞在しやすい傾向が示唆された。

・特にオスは非大量出没年秋季に集落周辺から離散しやすく、大量出没年には滞在率が大きく上昇する傾向にあった。

・クマは堅果類が凶作時には、秋季の行動圏が低標高地も含んで大きく拡大することが知られている(Kozakai, 2009)。大量出没年では、集落周辺のクマは秋季に集落周辺に滞在し続け、高標高帯のクマは秋季に低標高地へ移動することで人里での出没数が増加する可能性が考えられた。

岩手県環境審議会条例

制 定 平成 6 年 7 月 15 日 条例第 36 号
改正沿革 平成 9 年 3 月 27 日 条例第 63 号
平成 11 年 12 月 17 日 条例第 80 号
平成 12 年 12 月 18 日 条例第 72 号
平成 13 年 7 月 9 日 条例第 57 号
平成 14 年 3 月 29 日 条例第 3 号

岩手県環境審議会条例

(設置)

第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 43 条第 2 項及び水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 21 条第 2 項並びに自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 51 条第 3 項の規定により、岩手県環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

(1) 市町村長

(2) 学識経験のある者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 3 条 審議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(特別委員)

第 4 条 審議会に、水質汚濁防止法第 21 条第 1 項の事務に係る事項を調査審議させるため、特別委員を置く。

2 特別委員は、国の関係地方行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 特別委員の任期は、その職にある期間とする。

(専門委員)

第 5 条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門調査員)

第 6 条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 専門調査員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第7条 審議会は、知事が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の総数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員、特別委員又は専門委員をもって組織する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 第3条及び前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

岩手県環境審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県環境審議会条例（平成6年岩手県条例第36号、以下「条例」という。）第8条第3項及び第10条の規定により、岩手県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の招集の通知)

第2条 知事は、審議会を召集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(審議会の公開等)

第3条 審議会の会議は、公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、議長が審議会に諮って、これを公開しないことができる。

- (1) 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調査審議する場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずることが明らかに予想される場合

(傍聴人に対する指示)

第4条 議長は、傍聴人に対し、必要な指示をすることができる。

(意見の聴取)

第5条 議長は、議事の調査審議に関し、特に専門的な意見を聴く必要があると認めたときは、審議会に諮って、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(採決)

第6条 議長は、議題について採決しようとするときは、その議題及び採決する旨を会議に宣告するものとする。

- 2 採決は、挙手又は投票の方法によるものとし、議長は、そのつど会議に諮って決定するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、議題について出席委員に異議がないと認めるときは、議長は、これを確かめた後に採決の手続を省略して、可決の旨を宣告することができる。

(議事録の作成)

第7条 審議会は、会議の議事について、そのつど議事録を作成するものとする。

- 2 前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 議事の概要
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(部会)

第8条 条例第8条第1項の規定により、審議会に次の部会を置く。

大気部会 水質部会 自然・鳥獣部会 温泉部会

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が必要と認めるときは、審議会に諮って部会を設置することができる。
- 3 知事は、必要と認めるときは、合同で部会を開催することができる。
- 4 部会の審議事項は、別表1のとおりとする。
- 5 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、審議事項を部会に付議することができる。
- 6 部会に、付議事項に係る専門調査員を出席させることができる。
- 7 第2条から前条までの規定は、部会に準用する。

(部会の議決)

- 第9条 条例第8条第3項の規定に基づき、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる事項は、別表2のとおりとする。
- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、審議会に諮って、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
 - 3 前2項の規定による議決をしたときは、部会長は、その旨を直近に開催される審議会に報告するものとする。

(代理出席)

- 第10条 委員又は特別委員のうち、市町村長及び関係行政機関の職員である者は、本人が出席できない場合に限り、あらかじめ指名する者を代理出席させることができる。

(部会の庶務)

- 第11条 部会の庶務は、大気部会にあつては環境生活企画室及び環境保全課、水質部会にあつては環境保全課、自然・鳥獣部会及び温泉部会にあつては自然保護課において処理する。
- 2 第8条2項の規定に基づき設置された部会の庶務については、そのつど定めるものとする。
 - 3 各部会の庶務の処理に当たっては、環境生活企画室と協議を行うものとする。

別表1

部 会 名	審 議 事 項
大 気 部 会	1 大気汚染防止に関する事項 2 騒音防止に関する事項 3 振動防止に関する事項 4 悪臭防止に関する事項
水 質 部 会	1 公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する事項 2 土壌汚染防止に関する事項
自然・鳥獣 部 会	1 自然環境保全地域及び環境緑地保全地域に関する事項 2 自然公園に関する事項 3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する事項 4 希少野生動植物の保護に関する事項
温 泉 部 会	温泉に関する事項

別表2

部 会 名	議 決 事 項
大 気 部 会	1 騒音に係る環境基準の類型指定 2 航空騒音に係る環境基準の類型指定 3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定 4 騒音規制地域の指定及び当該指定に係る規制基準の設定 5 振動規制地域の指定及び当該指定に係る規制基準の設定 6 悪臭規制地域の指定及び当該指定に係る規制基準の設定 7 大気汚染測定計画の作成
水 質 部 会	1 公共用水域、地下水及び土壌測定計画の作成 2 水質環境基準の水域類型指定 3 健康有害物質等に係る排水基準の設定 4 健康有害物質使用汚水等排出施設の構造基準等の設定 5 健康有害物質に係る土壌及び地下水の基準値の設定 6 生活排水対策重点地域の指定
自然・鳥獣 部 会	1 自然環境保全地域の区域変更及び保全計画 2 環境緑地保全地域の区域変更及び保全計画 3 県立自然公園の区域変更 4 県立自然公園計画の決定、廃止及び変更 5 鳥獣保護管理事業計画の作成及び変更 6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成及び変更 7 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限 8 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣の捕獲の禁止又は制限 9 鳥獣保護区の指定及び特別保護地区の指定 10 猟区の維持管理に係る事務の受託者の指定 11 指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定及び指定解除 12 指定希少野生動植物の生息地等保護区の指定及び指定解除 13 指定希少野生動植物の管理地区の指定及び指定解除 14 指定希少野生動植物の保護管理事業計画の策定及び変更
温 泉 部 会	1 温泉掘削、増掘及び動力装置の許可又は不許可の処分 2 温泉掘削、増掘及び動力装置の許可の取り消し、公益上必要な措置命令の処分 3 温泉採取の制限の処分

【参考】環境審議会条例に関する法律

環境基本法（平成5年法律第91号）

（都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第四十三条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

（都道府県の審議会その他の合議制の機関の調査審議等）

第二十一条 都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については、環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べるができるものとする。

2 前項の場合においては、政令で定める基準に従い、環境基本法第四十三条第二項の条例において、前項の事務を行うのに必要な同項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関する特別の定めをするものとする

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）

（都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第五十一条 都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関は、温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。

3 第一項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。